

栃 木 県
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成25年11月

栃 木 県

第1章	行動計画の作成	- 1 -
第2章	新型インフルエンザ等対策の総合的推進	- 6 -
第1節	対策の目的及び基本的戦略	- 7 -
第2節	新型インフルエンザ等対策の基本方針	- 9 -
第3節	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	- 11 -
1	県行動計画の性格	- 11 -
2	基本的人権の尊重	- 11 -
3	危機管理としての特措法の性格	- 11 -
4	関係機関相互の連携協力の確保	- 12 -
5	記録の作成・保存	- 12 -
6	ガイドラインの作成	- 12 -
第4節	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	- 13 -
1	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	- 13 -
2	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	- 14 -
第5節	対策推進のための役割分担	- 15 -
第6節	県行動計画の主要6項目	- 18 -
1	実施体制	- 18 -
2	サーベイランス・情報収集	- 21 -
3	情報提供・共有	- 22 -
4	予防・まん延防止	- 23 -
5	医療	- 28 -
6	県民生活及び地域経済の安定の確保	- 33 -
第7節	発生段階	- 35 -
第3章	各発生段階における対策	- 39 -
第1節	未発生期における対策	- 40 -
1	実施体制	- 41 -
2	サーベイランス・情報収集	- 42 -
3	情報提供・共有	- 43 -
4	予防・まん延防止	- 44 -
5	医療	- 46 -
6	県民生活及び地域経済の安定の確保	- 49 -
第2節	海外発生期における対策	- 51 -
1	実施体制	- 52 -
2	サーベイランス・情報収集	- 53 -
3	情報提供・共有	- 54 -
4	予防・まん延防止	- 55 -
5	医療	- 57 -
6	県民生活及び地域経済の安定の確保	- 60 -
第3節	発生早期（国内・県内）における対策	- 62 -
1	実施体制	- 63 -
2	サーベイランス・情報収集	- 64 -
3	情報提供・共有	- 65 -
4	予防・まん延防止	- 66 -
5	医療	- 70 -

6	県民生活及び地域経済の安定の確保	- 73 -
第4節	県内感染期における対策	- 76 -
1	実施体制	- 78 -
2	サーベイランス・情報収集	- 79 -
3	情報提供・共有	- 79 -
4	予防・まん延防止	- 80 -
5	医療	- 84 -
6	県民生活及び地域経済の安定の確保	- 88 -
第5節	小康期における対策	- 92 -
1	実施体制	- 93 -
2	サーベイランス・情報収集	- 94 -
3	情報提供・共有	- 94 -
4	予防・まん延防止	- 95 -
5	医療	- 96 -
6	県民生活及び地域経済の安定の確保	- 97 -
	用語解説	- 99 -

(別添) 特定接種の対象となり得る業種・職務について

第1章 行動計画の作成

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ^{p105}は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生すると世界的な大流行（パンデミック^{p108}）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、こうした感染症の発生を国家の危機と捉えて、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体等の責務、発生時の措置等を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

(2) 県の実施の経緯

国は、特措法の制定以前から、病原性^{p109}の高い新型インフルエンザの発生に備えた迅速かつ確実な対策を講ずるため、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「旧政府行動計画」という。）を平成17年（2005年）12月に定めた。本県でも、関係部局が一体となった総合的な対策を構築し、推進することを目的として、知事を本部長とする「栃木県新型インフルエンザ対策本部」を同年11月22日付けで設置するとともに、12月16日には「栃木県新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「旧県行動計画」という。）を定めた。

その後、国は、平成20年（2008年）4月の感染症法の改正や、新型インフルエンザに関する科学的知見の蓄積等を踏まえ、2009（平成21）年2月に旧政府行動計画の抜本的な見直しを行うとともに、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を定めたが、その直後となる同年4月、インフルエンザ（H1N1）2009^{p105}がメキシコで確認され、ごく短期間²でパンデミックに至った。

インフルエンザ（H1N1）2009の発生を受け、県は、平成21年（2009年）4月30日、改定等の作業中であった旧県行動計画及び「栃木県新型インフルエンザ対策ガイドライン」をいずれも「暫定版」として公表し、対応することとしたが、インフ

¹ WHO Global Influenza Preparedness Plan 平成17年（2005年）WHO ガイダンス文書

² WHOは、2009（平成21）年4月28日にフェーズ4宣言（新型インフルエンザの発生宣言）を行ったが、フェーズ6宣言（パンデミック宣言）はそのわずか45日後の6月12日であった。

ルエンザ(H1N1)2009は季節性インフルエンザと類似した病原性の低いウイルスであったため、病原性が高いことを想定した国や地方の対策が適合しない点が多くみられた。

県では、インフルエンザ(H1N1)2009への対応を通じて、多くの知見や教訓が得られたこと、旧政府行動計画が改定されたことなどを踏まえ、平成24年(2012年)3月に、旧県行動計画を改定した。

(3) 新たな県行動計画の作成

ア 県行動計画の位置付け

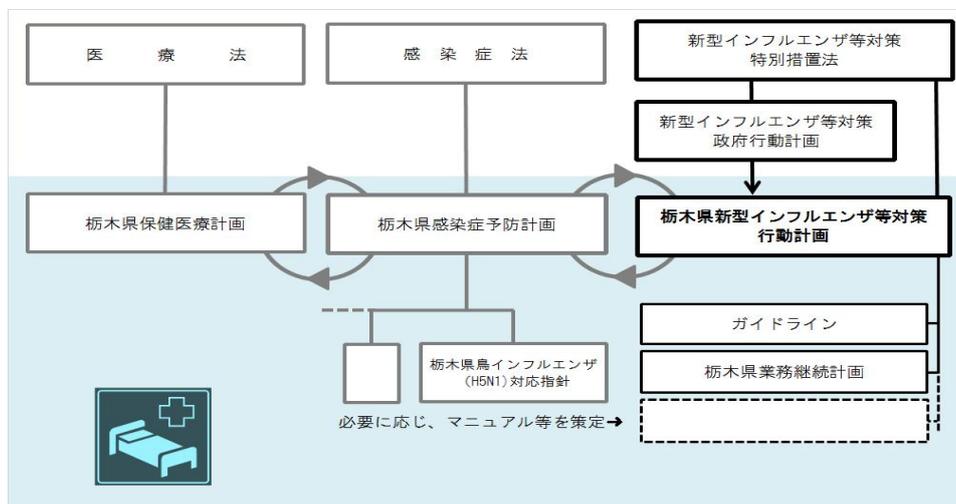
特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、県は、国が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年6月7日閣議決定。以下、「政府行動計画」という。)を踏まえて、特措法第7条に基づき、「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「県行動計画」という。)を作成した。

県行動計画の作成に当たっては、栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議、市町村、医療機関等の幅広い関係機関から意見を聴くなど、実効性のある行動計画となることを目指した。

県行動計画においては、本県における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する対策等を示すとともに、市町村や指定地方公共機関が実施すべき対策等を定めている。

県行動計画は、対策の実施の経験や政府行動計画の改定等を受けて、適時適切に見直しを行う。

県行動計画の位置付けのイメージ



イ 対象疾病

県行動計画の対象とする感染症¹⁰⁰は以下のとおりとし、県行動計画においては、「新型インフルエンザ等」と表記する。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症¹⁰⁶で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、高病原性鳥インフルエンザ¹⁰⁷への対応等については、「栃木県鳥インフルエンザ対策要領」、「栃木県鳥インフルエンザ（H5N1）対応指針」等に基づいて対応するものとする。

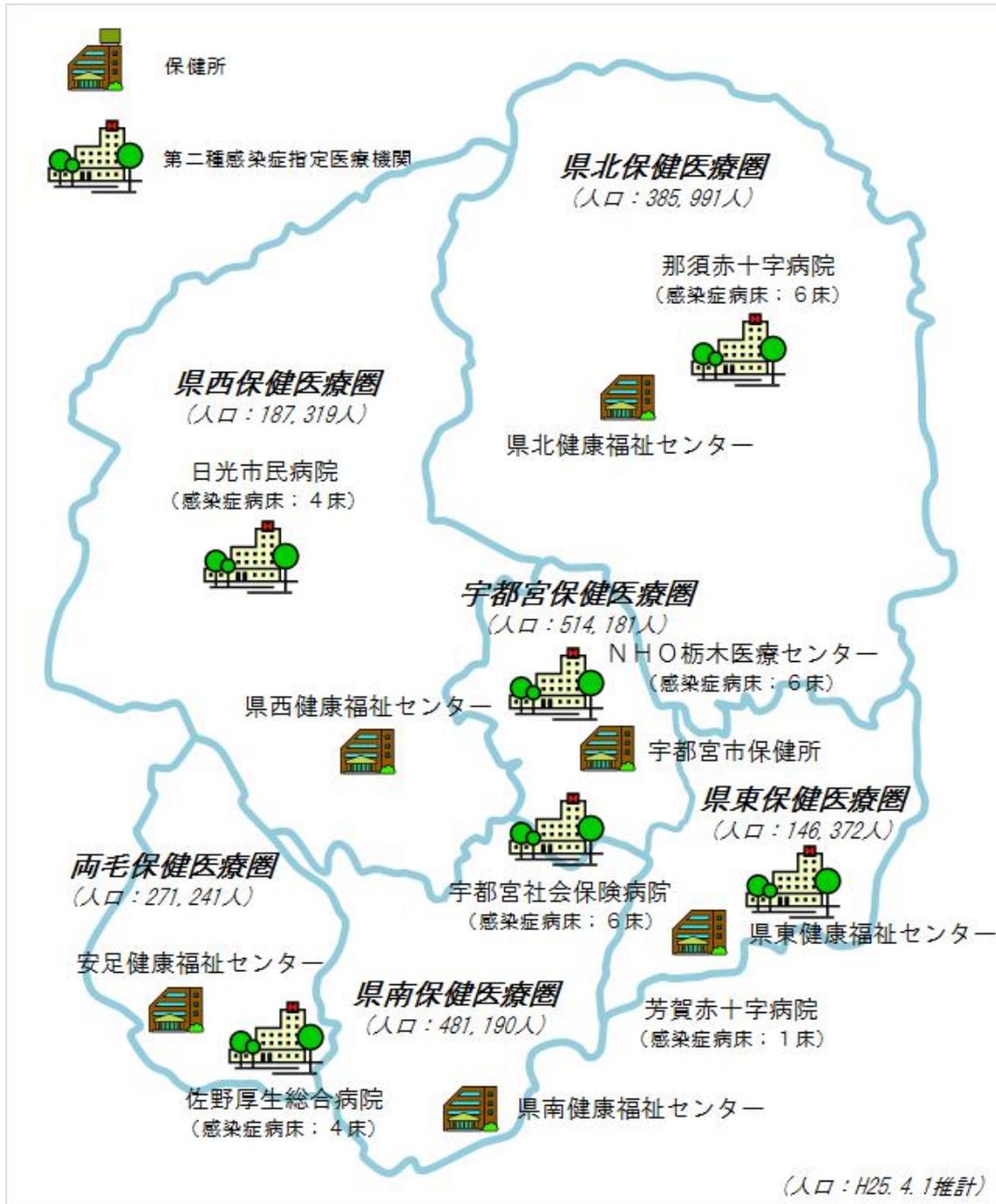
ウ 対象疾病の定義

対象疾病の定義は、感染症法に基づき、次のとおりとなる。

新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義

名称		定義
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

栃木県の二次保健医療圏・保健所・感染症指定医療機関

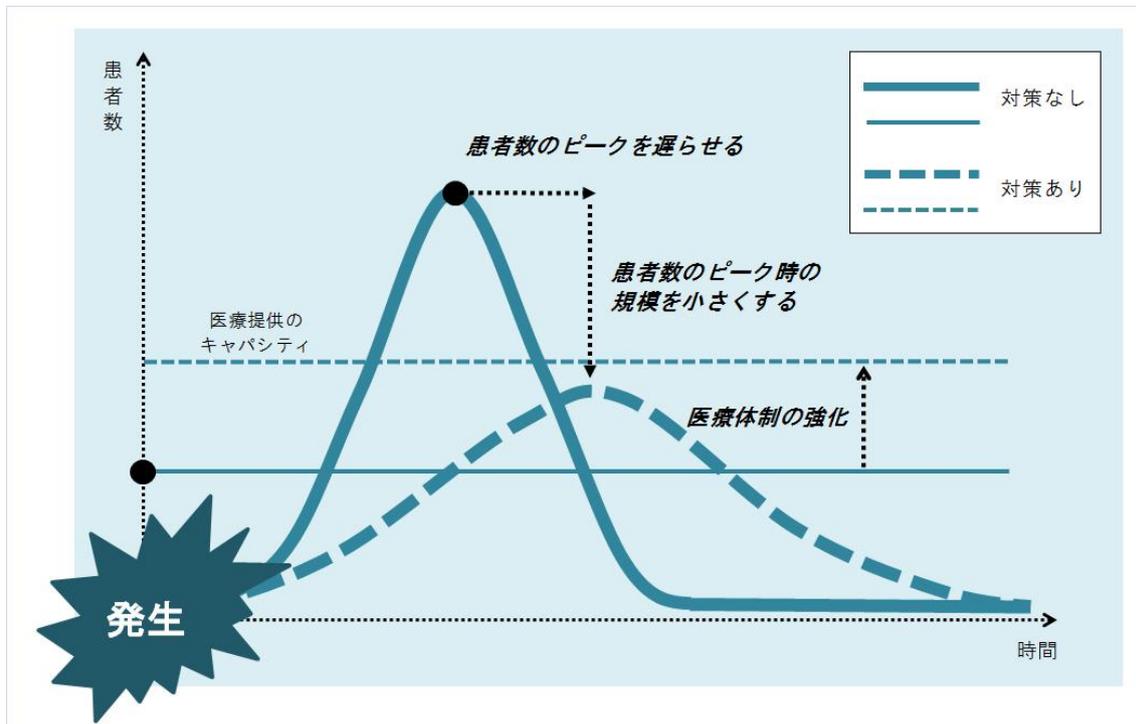


第2章 新型インフルエンザ等対策 の総合的推進

第1節 対策の目的及び基本的戦略

新型インフルエンザ等のウイルスの病原性や感染力等が高い場合には健康被害が甚大となり、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及び、社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。このような影響をできるだけ軽減させるため、県では、県行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を県政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護すること、県民生活及び地域経済への影響を最小となるようにすることを主たる目的として対策を講じる。

県行動計画に基づく対策のイメージ



(目的1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する

《目的達成に向けた取組》

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークをできるだけ遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくすることによって医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けら

れるようにする。

- ・ 適切な医療を提供することにより、重症者数や死亡者数を減らす。

(目的2) 県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

《目的達成に向けた取組》

- ・ まん延防止対策を促進し、欠勤者の数を減らす。
- ・ 業務計画等の整備や、流行時における同計画の実行を促進することによって、医療提供の業務並びに県民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

基本方針1 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する

《考え方》

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や、飛沫感染^{p108}や接触感染^{p106}を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有しているものと考えられるが、その病原性や感染力等は実際に発生するまでは不明である。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、ウイルスの性質を踏まえて国が示す「基本的対処方針」や実際の流行状況、社会・経済の状況等を総合的に勘案し、状況に応じた最適な対策を選択するなど、迅速かつ柔軟に対応することが極めて重要である。

《県行動計画における対応》

流行状況に応じた迅速な対応が確保されるよう、5段階の「発生段階」を設定し、それぞれに具体的な行動を示した。また、特措法第32条に基づく緊急事態宣言が行われたときに実施することができる緊急事態措置についても、発生段階ごとに具体的な行動を示した。新型インフルエンザ等発生時に実施すべき対策については、行動計画に定める対策のうちから、国の基本的対処方針に基づき、感染力や病原性等に応じて決定する。

発生段階の切替えや、新型インフルエンザ等発生時における県行動計画の変更等については、栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議及び栃木県新型インフルエンザ等医療対策推進委員会の意見を参考に、栃木県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）³において決定する。

❖発生段階：①未発生期、②海外発生期、③発生早期（国内・県内）、④県内感染期、⑤小康期

基本方針2 社会全体が一丸となって対策に取り組む

《考え方》

新型インフルエンザ等は感染力が高く、多くの県民が罹患するものと想定され、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及ぶおそれがある。

³ 特措法第22条

このため、新型インフルエンザ等対策の直接の実施主体である県や市町村、指定地方公共機関^{p105}にとどまらず、社会全体が一丸となって取り組むことが重要である。

《県行動計画における対応》

行政機関や医療機関、事業者、県民など社会を構成する各主体の役割を示すとともに、各主体に対する働きかけや要請の内容を具体的に示した。

基本方針3 複数の対策をバランス良く実施する

《考え方》

新型インフルエンザ等の性質や流行状況等を事前に予測することは不可能であるため、特定の方針や分野に偏重した対策には大きなリスクを伴う。

このため、新型インフルエンザ等に適確に対応するには、多面的に対策を推進することが重要であることから、様々な視点に立った対策をバランス良く組み合わせ実施する。

《県行動計画における対応》

主要6項目（①実施体制、②サーベイランス^{p103}・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥県民生活及び地域経済の安定の確保）における具体的な行動を示した。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

1 県行動計画の性格

県行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行状況、地域の特性やその他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが県民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画に定めるもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

2 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等が流行し、患者等に対する入院措置や不要不急の外出自粛等の要請等が行われる場合であっても、基本的人権を尊重することとし、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。⁴

また、誰もがかり患する可能性のあることを未発生期から十分に周知するなど、患者等に対する不当な差別や偏見が生じることのないよう万全の対策を講じる必要がある。

3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬^{PI03}等の対策が有効であることなどにより、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を講ずる必要がないと判断することもあり得、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

政府対策本部長が緊急事態宣言⁵を行った場合、県は、不要不急の外出自粛の要請⁶や学校等の施設の使用制限の要請⁷、臨時の医療施設の設置⁸、物資の売渡しの要請⁹などの緊急事態措置を実施することができる。緊急事態措置については、国が

⁴ 特措法第5条

⁵ 特措法第32条第1項

⁶ 特措法第45条第1項

⁷ 特措法第45条第2項、第3項

⁸ 特措法第48条第1項

⁹ 特措法第55条第1項

示す基本的対処方針を基に、新型インフルエンザ等の病原性や流行状況、有効性等を総合的に勘案するとともに、公衆衛生や危機管理等の学識経験者の意見も踏まえて、実施の可否を判断する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長は、必要がある場合、政府対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する¹⁰とともに、市町村対策本部長から対策の総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う¹¹。

5 記録の作成・保存

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した場合、県対策本部、市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

6 ガイドラインの作成

新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）や具体的な対策の運用手順等については、必要に応じて、「栃木県新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下、「県ガイドライン」という。）等で示すものとする。

¹⁰ 特措法第24条第4項

¹¹ 特措法第36条第2項

第4節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の発生による被害は、病原体側の要因（ウイルスの病原性、感染力等）、宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等に左右され、事前に予測することは困難であるが、政府行動計画に示された被害想定を用いて次のとおり試算した。

■国全体の被害想定

- ・外来受診者数：約1,300万人～約2,500万人¹²
- ・入院患者数：（中等度）約53万人
（重 度）約200万人
- ・死亡者数：（中等度）約17万人
（重 度）約64万人

※患者発生のピークは、流行発生から5週になると予測され、ピーク時における1日当たりの最大入院患者数は、中等度の場合、約10.1万人となり、重度の場合、約39.9万人に達すると推計される。

■栃木県の被害想定

- ・外来受診者数：約20万人～約38万人
- ・入院患者数：（中等度）約8,200人
（重 度）約30,000人
- ・死亡者数：（中等度）約2,500人
（重 度）約10,000人

※ピーク時の県内における1日当たりの最大入院患者数は、中等度の場合、約1,600人となり、重度の場合には、約6,300人に達すると推計される。

※国人口は128,057,352人、県人口は2,007,683人として試算した。（平成22年国勢調査による。）

【試算方法】

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数を推計した。
- ・ 入院患者数及び死亡者数については、外来受診者数の上限値を基に、過去

¹² 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。（政府行動計画）

に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を参考に中等度を致命率^{p107}0.53%、スペインインフルエンザを参考に重度を致命率2.0%として推計した。

- ・ 全人口の25%がり患し、流行が約8週間続くという仮定の下で、入院患者の発生分布を試算した。
- ・ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチン^{p106}や抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）や現在の我が国の医療体制、衛生状況等は一切考慮していない。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画の見直し等に応じて改めて試算する。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

社会・経済的な影響として、流行のピーク時（約2週間）に従業員が発症する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員本人のり患のほか、むしろ家族の世話や看護等（学校・保育施設の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難な者がいることにより最大40%程度の欠勤が想定される。

これに伴って、事業の一部休止、物資の不足、物流の停滞等が生じ、経済活動の大幅な縮小が予想される。更に、学校、保育施設の臨時休業等によって社会活動が縮小するなど、各分野に様々な影響を及ぼすことが予想される。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 基本的な考え方

新型インフルエンザは感染が拡大しやすく、インフルエンザ(H1N1)2009の例では、発生後約1年間¹³に、国民の16.3%、2,077万人が医療機関を受診したと推計される。

こうした社会的影響の大きい新型インフルエンザ等に適時適切に対応するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでなく、事業者や県民を含め、対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、行動することが不可欠である。

(2) 各主体の役割

ア 行政機関

(ア) 県

県は、新型インフルエンザ等対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保やまん延防止等に関し、主体的な判断と対応が求められる。

また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には、市町村間の調整や、必要に応じて隣接県との調整を行う。

(イ) 市町村（消防本部、火葬場等を含む）

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対する地域情報の提供、相談等への対応、予防接種、身体障害者等の要援護者への支援に加え、消防本部による新型インフルエンザ患者等の搬送や、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備及び廃棄物処理の円滑な実施などについて、主体的に対策を実施することが求められる。なお、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村、関係機関・団体等との緊密な連携が必要となる。

また、保健所設置市である宇都宮市は、市町村としての役割に加えて、感染症法においては、医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められる。このため、県と宇都宮市は、医療体制の確保等に関して協議を行うなど、発生前から連携を図る。

¹³ 平成21年（2009年）28週から平成22年（2010年）32週まで

イ 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等患者への医療を提供するという極めて重要な役割を担うことから、医師会等を通じて県や市町村等と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を進めることが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を確保するため、新型インフルエンザ等の診療体制を含めた診療継続計画の作成や医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等が発生した場合、すべての医療機関は、診療継続計画に基づいて発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

ウ 指定地方公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有し¹⁴、新型インフルエンザ等の発生に備えて、業務計画の作成や体制を整備することが必要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画等に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

エ 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める¹⁵。

オ 一般の事業者

一般の事業者は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策のための準備を行うことが求められる。

重大な健康被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、

¹⁴ 特措法第3条第5項

¹⁵ 特措法第4条第3項

まん延防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれ、特に多数の人が集まる事業を行う者については、まん延防止のための措置の徹底が求められる¹⁶。

カ 県民

県民は、新型インフルエンザ等の発生から、新型インフルエンザやその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い・うがい¹⁷、マスク着用¹⁸、咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生に備えて、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、まん延防止のための個人レベルでの感染対策を実施するよう努める¹⁹。

¹⁶ 特措法第4条第1項、第2項

¹⁷ うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は確立されていない。

¹⁸ 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は確立されていない。

¹⁹ 特措法第4条第1項

第6節 県行動計画の主要6項目

県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」こと及び「県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とする」ことを達成するための対策について、「1 実施体制」、「2 サーベイランス・情報収集」、「3 情報提供・共有」、「4 予防・まん延防止」、「5 医療」、「6 県民生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて記載している。

各項目における対策の基本的考え方や内容は次のとおりである。

1 実施体制

(1) 基本的な考え方

発生した新型インフルエンザ等の病原性が高く、かつ感染力が強い場合、多くの県民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすおそれがあるほか、社会・経済活動の縮小や停滞を招くことが危惧されているため、本県の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、県や市町村においては、公衆衛生部門と危機管理部門が中心となり、更には、教育部門や産業部門等を含め、全庁一丸となって取り組まなければならない。

また、新型インフルエンザ等対策は、単に行政機関にとどまらず、医療機関や医療関係事業者、社会機能の維持に関わる事業者、学校・社会福祉施設等の関係者など、地域社会全体で取り組む必要があるため、未発生期から関係機関相互の連携体制を構築し、維持していくことが重要である。

(2) 本庁における実施体制

ア 栃木県新型インフルエンザ等対策本部／対策会議

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、特措法及び栃木県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年栃木県条例第28号）に基づき、本県における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長等を本部員とする県対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等が発生する前においては、県行動計画に基づき、発生に備えた準備を進めるため、「栃木県新型インフルエンザ等対策会議」（以下、「県対策会議」という。）を設置し、全庁一丸となって取り組んでいく。

《対策本部の構成》

- ・本部長：知事
- ・副本部長：副知事
- ・本部長員：教育長、警察本部長、総合政策部長、経営管理部長、県民生活部長、環境森林部長、保健福祉部長、産業労働観光部長、農政部長、県土整備部長、会計局長、企業局長、県議会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長、危機管理監、保健医療監（設置がある場合に限る。）等

イ 栃木県新型インフルエンザ等対策本部／対策会議事務局

本県における新型インフルエンザ等対策の実施機関として、「栃木県新型インフルエンザ等対策本部（又は対策会議）事務局」（以下「事務局」という。）を設置する。

対策に関わる庁内の調整や重要事項の検討は、各部局の総務主幹等で構成する事務局会議において行うこととする。

対策の実務は、新型インフルエンザ発生時において県対策本部が設置されたときは、「総合対策グループ」をはじめとして「感染対策グループ」、「医療対策グループ」、「薬剤対策グループ」及び「社会対策グループ」が担うとともに、県対策本部に置かれた各部において行うこととする。

新型インフルエンザが発生する前においては、県対策会議事務局に設置された「総合対策班」が対策の実務を行うこととする。

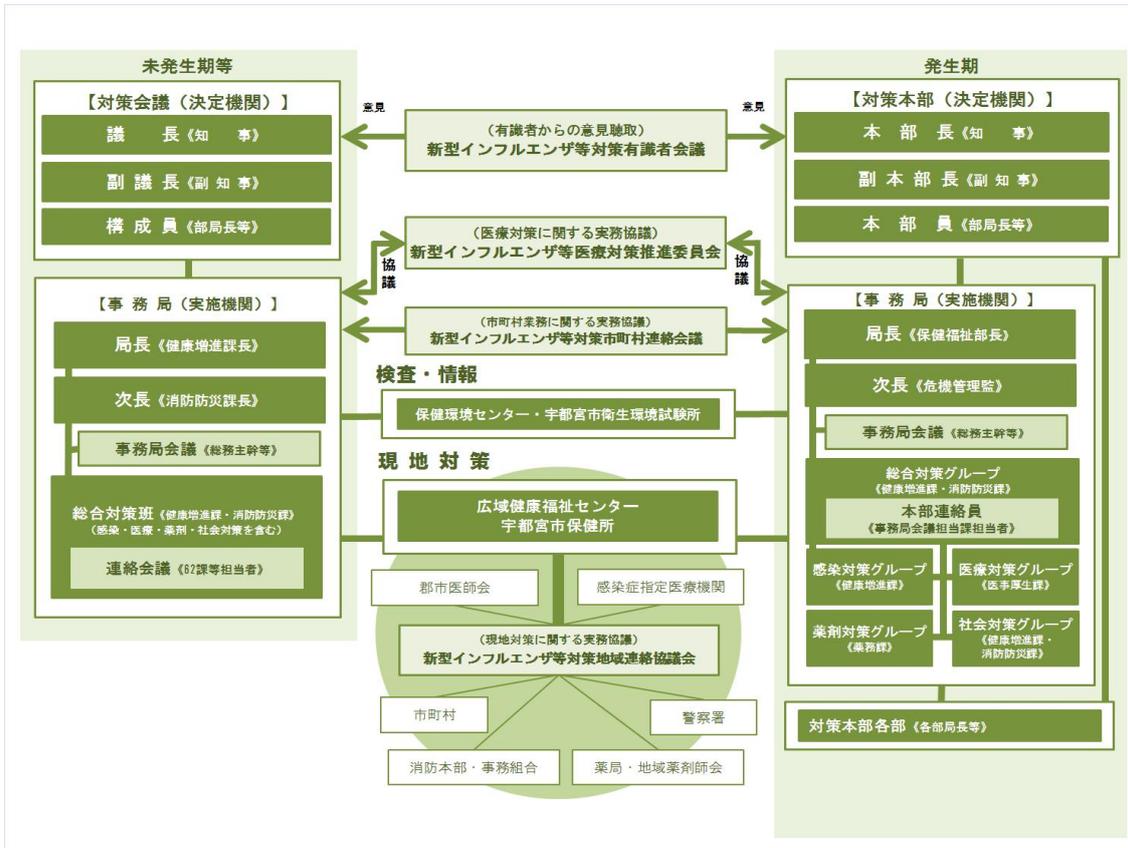
ウ 栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議

本県の新型インフルエンザ等対策の適切な推進に資するため、医学や公衆衛生、法律等の学識経験者で構成する「栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議」（以下「県有識者会議」という。）を未発生期から設置し、対策に関する意見を聴取する。

エ 栃木県新型インフルエンザ等医療対策推進委員会

本県の新型インフルエンザ等の医療対策を円滑に推進するため、医師会、感染症指定医療機関¹⁰¹、薬剤師会、医薬品卸協会、看護協会等の関係者で構成する「栃木県新型インフルエンザ等医療対策推進委員会」（以下「県医療対策推進委員会」という。）を未発生期から設置し、患者の診療や、抗インフルエンザウイルス薬及びワクチンの安定供給等についての実務協議を行う。

新型インフルエンザ等対策の実施体制



(3) 地域における実施体制

現地対策の実施機関となる広域健康福祉センター及び宇都宮市保健所（以下「広域健康福祉センター等」という。）の管内ごとに、県行動計画に基づく新型インフルエンザ等への対応体制に係る具体的事項を協議し、整備するための機関として、広域健康福祉センター等を中心として、関係行政機関、郡市医師会、医療機関等で構成する「新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会」（以下「地域連絡協議会」という。）を未発生期から設置²⁰するとともに、発生期における地域の実情に応じた対策を円滑に推進する。

また、広域健康福祉センター等相互の連携を強化する。

(4) 関係機関との連携体制

ア 市町村との連携

市町村及び一部事務組合との連携体制を確立するため、「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」を未発生期から設置し、住民に対する情報提供、要援

²⁰ 既設の連携機関への併設を含む。

護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬等について協議し、体制整備を推進する。

イ 医師会及び医療機関等との連携

医師会及び医療機関、看護協会、薬剤師会、医薬品卸売販売業者等と連携を図り、本県における新型インフルエンザ等対策についての認識を共有するとともに、発生時における円滑な診療や抗インフルエンザウイルス薬及びワクチンの安定供給等を確保する。

なお、新型インフルエンザ等発生時における患者の受診状況や病状、入院の受入れ状況等に関する情報をリアルタイムで把握するため、県と医療機関等との間に、電子メール等による情報交換ネットワークを未発生期から構築する。

ウ 指定地方公共機関との連携

指定地方公共機関と連携を図り、本県における新型インフルエンザ等対策についての認識を共有するとともに、新型インフルエンザ等の発生に備えて、業務計画の作成の支援や指定地方公共機関における体制整備等を推進する。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策を適時適切に講じるためには、新型インフルエンザ等の発生状況等を継続的に監視し、対策の実施に必要な情報を収集・分析することが不可欠であることから、国との連携の下、発生段階に応じたサーベイランスを実施し、現状を常時把握するとともに、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元する。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行われていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 対策の概要

サーベイランス

海外発生期から国内の患者数が少ない時期までは、患者の臨床像等の特徴を把握するため、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。

患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負

担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、医療体制の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報を国へ報告するとともに、栃木県感染症情報センターを通じて周知を図り、医療機関における診療に役立てる。

3 情報提供・共有

(1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時に、対策を円滑に推進するためには、県や市町村、医療機関、事業者、県民などの各主体が、各々の役割を認識し、正確な情報に基づき適切に行動する必要があるため、対策の全ての段階、分野において、必要な情報を提供し、関係機関と情報を共有する。なお、情報共有に当たっては、双方向性のものであることを踏まえ、情報の受け取り手の反応の把握にも十分留意する。

また、インターネットやSNSの普及により、情報提供の方法やその受け取り方は様々であることが考えられるため、外国人や障害者など情報が行き届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、テレビやラジオ、新聞をはじめとして、インターネットやSNSなど様々な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に行う。

(2) 対策の概要

ア 発生前における情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時に県民等に正しく行動してもらうためには、発生前から、予防方法や県民の責務など新型インフルエンザに関する様々な情報を提供し、理解してもらう必要がある。このため、発生前から、県民をはじめ、医療機関や事業者等に対して、基本的な感染対策や、発生時における外来受診の方法など新型インフルエンザ等対策の周知を図る。

特に、児童生徒に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、丁寧な情報提供を行う。

県民等から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、県及び宇都宮市に設置する「新型インフルエンザ等相談窓口」で対応する。

イ 発生時における情報提供・共有

(ア) 発生時の情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、海外や国内、県内の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定のプロセスや、対策を行う理由等を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

県民については、情報を受け取る媒体や受け取り方が様々であることから、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、分かりやすい内容で、できる限り迅速に情報提供する。

県民等から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、ウイルスの病原性にかかわらず相談需要の急増が予想されるため、電話による相談業務を専門に行う「新型インフルエンザ等電話相談センター」²¹を設置して対応する。

(イ) 県民の情報収集の利便性の向上

県民の情報収集の利便性向上のため、国が開設する、関係機関等の情報を、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトに対する情報提供に協力する。

ウ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当者を中心としたチームを設置する。

4 予防・まん延防止

(1) 基本的な考え方

まん延防止対策は、新型インフルエンザ等の流行状況等に応じた適切な対策を講じ、流行のピークを可能な限り遅らせることによって医療体制等を整備するための時間を確保するとともに、ピーク時の患者数を可能な限り減少させることによって医療体制のキャパシティ内にとどめることを目的として実施する。まん延

²¹ インフルエンザ(H1N1)2009の流行時において、国内発生直後やワクチンの接種開始前後の期間を中心に、県健康増進課や広域健康福祉センターに問い合わせの電話が殺到し、新型インフルエンザ対策を始めとする業務の執行に重大な支障が生じたことを踏まえ、専用の電話回線を設置し、専任の職員や臨時職員等が対応する電話相談センターを県内に1カ所設置する。

防止対策の実施により、医療体制の強化や維持が図られ、ひいては、県民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持することが期待される。

(2) 対策の概要

ア まん延防止対策

新型インフルエンザ等がまん延するまでの期間は、新型インフルエンザ等患者に対する入院措置や、患者の同居者などの濃厚接触者に対する健康観察等を行うとともに、マスクの着用や咳エチケット^{p106}、手洗い、うがいなどの個人における基本的な感染対策を行うよう広く要請する²²。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、これらの措置に加えて、必要に応じ、不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等を行う。

学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか季節性インフルエンザ対策として実施されている職場における感染対策を徹底して行うことが求められる。

なお、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を慎重に行う。

イ 予防接種

(ア) ワクチン

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減することにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される「プレパンデミックワクチン^{p109}」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン^{p108}」の2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

²² 特措法第24条第9項

なお、これらのワクチンは、国の責任において研究・開発が行われ、県においては、国や市町村、医師会、医薬品卸売販売業者等と緊密に連携し、流通体制を整備することが求められる。

(イ) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認めるときに、住民接種に先立って²³、臨時に行われる予防接種をいう。

a 対象者

特定接種の対象者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって一定の基準に基づき厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされ、対象者に関する基本的な考え方等が政府行動計画において示されている。なお、特定接種の対象となる登録事業者や公務員は、別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」のとおりとなる。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者²⁴、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員²⁵、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）²⁶、④それ以外の事業者²⁷の順とすることが基本とされる²⁸。

上記のように基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や発生時の社会状況等を下に、政府対策本部において、接種総枠、対象

²³ 特定接種が全て終わらなければ住民接種（特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種をいう。）が開始できないというものではない。

²⁴ 別添（1）に示す「A-1:新型インフルエンザ医療型」、「A-2:重大緊急型」の基準に該当する者

²⁵ 別添（2）に示す区分1及び区分2に該当する公務員。(2)に示す区分3（民間事業者と同様の業務）に該当する公務員は、同様の業務を行う民間登録事業者と同順位とする。(2)に示す上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業の業務を行う公務員についてはグループ③とする。

²⁶ 別添（1）に示す「B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型」の基準に該当する者

²⁷ 別添（1）に示す「B-5:その他」の登録事業者の基準に該当する者

²⁸ 1つのグループの接種が終わらなければ、次のグループの接種が開始できないというものではない。

者、接種順位等を決定することとされている。

県においては、政府対策本部の決定を踏まえて、特定接種の実施に関し必要な協力を行うとともに、地方公務員に対する接種を実施する。

b 接種体制

上記①及び②については、国を実施主体として、③の地方公務員については、その所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、接種を円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(ウ) 住民に対する予防接種

住民に対する予防接種（以下「住民接種」という。）は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行う。

a 対象者

特定接種対象者以外の対象者については、以下の4群に分類することが基本とされる。

《接種対象者の分類》

- 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 成人・若年者
- 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

住民接種の接種順位等については、政府行動計画によると、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重

点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあるとされている。このため、具体的な接種順位等は、こうした考え方等を踏まえて、新型インフルエンザ発生時に、病原性等に応じて国において決定される。

b 接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、県は、市町村が接種体制を構築し接種が円滑に実施できるよう支援する。

(エ) 医療関係者に対する要請

県は、予防接種を行うため必要があると認められるときは、医療関係者に対して、必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」とする。）する²⁹。

ウ 予防接種に関する理解の促進

住民接種は、国が示す接種順位に基づき、ワクチン供給に合わせ段階的に実施される見込みである。このため、すべての希望者への接種が完了するまでには一定期間を要することから、未発生期から予防接種に関する考え方や実施方法等を県民に十分周知するとともに、接種開始時には正確かつ迅速な情報提供を行う。

²⁹ 特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項

予防接種の種類（一覧）

予防接種の種類	特定接種	住民接種	
		有	無
緊急事態宣言	—	有	無
特措法	特措法第28条	特措法第46条	—
予防接種法	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種とみなして実施	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種として実施	予防接種法第6条第3項（新臨時接種）として実施
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき	新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき	まん延予防上緊急の必要があるとき（臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定）
実施主体	国、都道府県、市町村	市町村	市町村
努力義務／勸奨	有／有	有／有	無／有
接種費用の負担	実施主体が全額負担	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 （実費徴収不可） 国費の嵩上げ措置あり	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 （低所得者以外からの実費徴収可）

5 医療

（1）基本的な考え方

医療対策は、健康被害を最小限にとどめ、ひいては社会・経済活動への影響を最小限にとどめるという本県の新型インフルエンザ等対策の目的を達成するために不可欠である。

新型インフルエンザ等が流行した場合、患者の急増が予想されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的かつ効果的に医療を提供できる体制を事前に整備しておくことが重要である。このため、広域健康福祉センター等に設置された地域連絡協議会が中心となって、帰国者・接触者外来を設置する医療機関（以下「帰国者・接触者外来^{D102}」という。）を確保する

など各地域における医療体制を整備するとともに、帰国者・接触者外来や入院協力医療機関^{p108}等と連携し、受入体制の訓練を実施するなど発生した場合に速やかに設置できるよう準備を進める。

なお、発生したウイルスの病原性に応じた医療提供体制が構築されることについて、関係機関相互の情報共有はもとより、県民等に対する周知の徹底を図る。

(2) 対策の概要

ア 帰国者・接触者相談センター^{p102}

海外発生期から発生早期（国内・県内）までの期間は、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、国内患者との濃厚接触者^{p108}のうちインフルエンザ様症状を呈する者（以下「帰国者等の有症者」という。）の症状や行動歴等を確認の上、帰国者・接触者外来等への外来受診を勧奨する。

イ 外来

海外発生期から発生早期（国内・県内）までの期間における、帰国者等の有症者の外来診療については、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り防止するため、原則として、帰国者・接触者相談センターでの状況確認を経た上で、帰国者・接触者外来が担うものとし、帰国者・接触者外来は、医療機関に設置することとする。帰国者・接触者外来の場所については、受診が必要であると判断した場合に受診者に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない。

なお、帰国者等の有症者は、帰国者・接触者外来以外の医療機関を受診する可能性もあるため、医療機関においては、新型インフルエンザに感染している可能性がある者とそれ以外の者との接触を避ける工夫を行うなど、院内感染対策に努める。

県内感染期における有症者に対する外来診療は、一般の医療機関が感染対策を講じた上で、担うものとする。

また、医療機能維持の観点から、がん、透析、産科医療等を継続するため、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関を必要に応じて指定する。

ウ 入院

海外発生期から発生早期（国内・県内）までの期間においては、新型インフル

エンザ等の感染拡大を可能な限り防止するため、患者等の病状にかかわらず、感染症指定医療機関への入院措置等を行う。

県内感染期における入院医療は、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関が担うものとし、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるようにするため、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け医療体制の確保を図る。入院協力医療機関については、広域健康福祉センター等の管内ごとに、患者受入に関する意向を確認の上、確保している。入院協力医療機関の場所については、必要がある場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない。

こうした対応を最大限行った上でも、患者数が増加し医療機関が不足する事態となった場合、医療機関は、医療法施行規則第10条ただし書きに基づき、定員超過入院等を行い、医療を提供する。

なお、医療施設等において医療の提供が困難となった場合、臨時の医療施設の設置を検討する。

エ 医療関係者に対する要請・指示、補償

県は、特措法第31条により、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認められるときは、医師や看護師等の医療関係者³⁰に対して、医療を行うよう要請等する。こうした措置は、医療体制を確保するため必要なものであるが、医療関係者に対して制限を課すことになるため、慎重に行うことが必要である。

このため、新型インフルエンザ等の病原性が高く、通常の協力依頼では医療提供体制の確保が困難な場合に要請等することができる。

要請等を行った場合は、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる³¹とともに、政令で定める基準に従いその実費を弁償³²する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者に健康被害等が生じたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族等に対してその損害を補償³³する。

オ 患者等の搬送

海外発生期から発生早期（国内・県内）における新型インフルエンザ患者等の

³⁰ 特措法施行令第5条第1項：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士の12職種

³¹ 特措法第31条第4項

³² 特措法第62条第2項

³³ 特措法第63条第1項

搬送は、県が民間救急車等を活用して実施する。

県内感染期は、搬送需要の急増が予想されるため消防本部に搬送を要請するが、必要に応じ、民間救急車等の活用を検討する。

カ ウイルス検査

新型インフルエンザ等であることを診断するためには、遺伝子レベルでのウイルス検査が必要となる。このため、海外発生期から発生早期（国内・県内）の段階では感染が疑われる患者全数に対し、確定診断を目的として、その後は重症者や死亡者に限定し、ウイルスの性状変化の監視を目的として、それぞれPCR¹⁰⁹検査等を実施する。

キ 医療体制に関する情報提供

医師会、医療機関、患者の搬送を行う消防本部等に対して医療体制等に関する情報を提供し、共有するとともに、県民に対して医療体制に関する情報を十分に周知する。

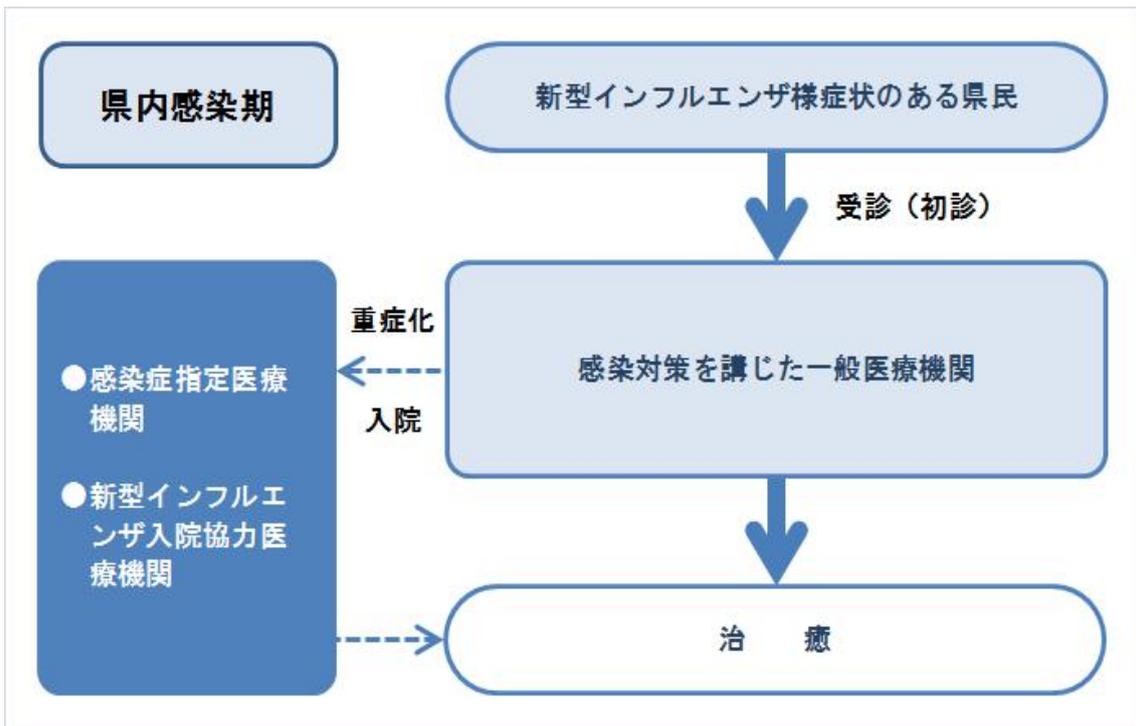
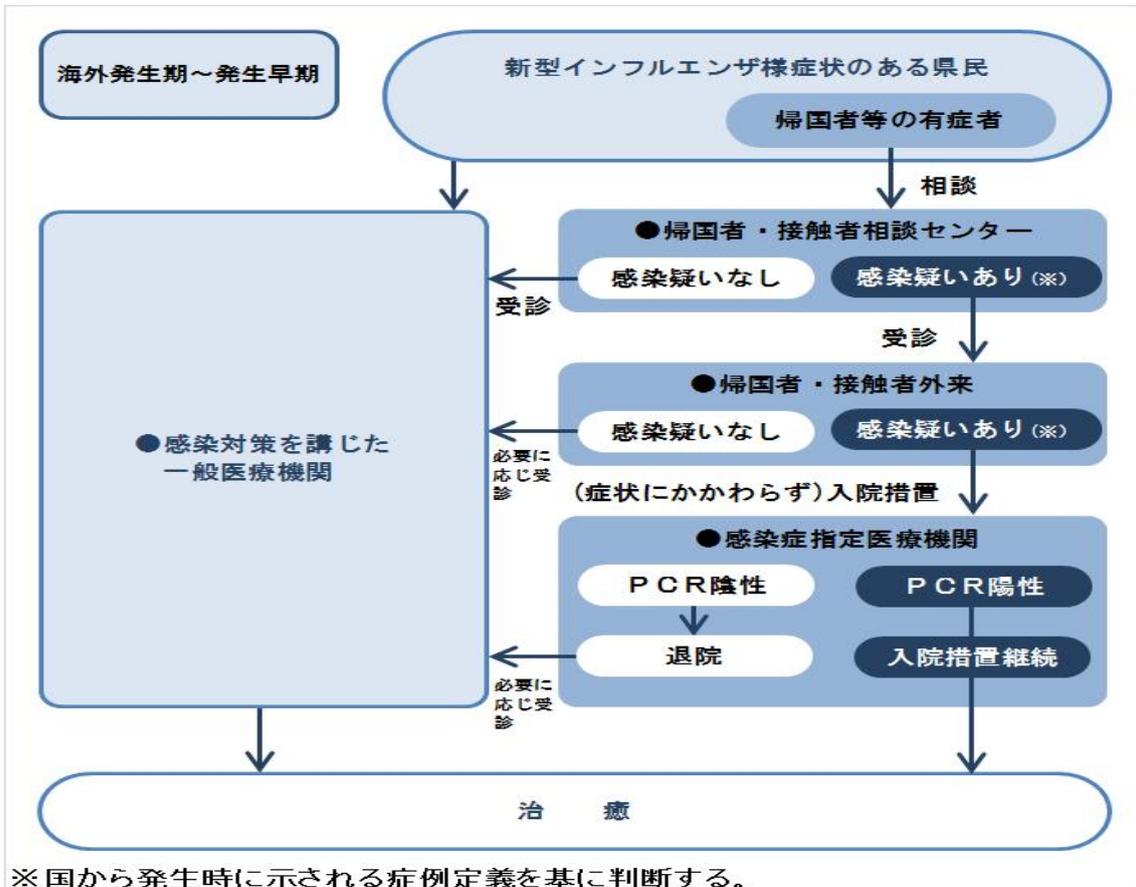
ク 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

予防投与は、原則として海外発生期から発生早期（国内・県内）において、医療従事者や搬送従事者、新型インフルエンザ患者との同居者などの濃厚接触者に対して必要に応じて実施し、当該者の発症や周囲へのまん延を防止する。

ケ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び円滑な流通の確保

新型インフルエンザの治療には、早期の抗インフルエンザウイルス薬投与が有効であるため、新型インフルエンザの流行時においても十分な量が供給できるよう、国の備蓄計画等に基づいて行政備蓄を進めるとともに、卸売販売業者と連携し、流通体制を整備する。

本県における新型インフルエンザ等医療体制（概念図）



6 県民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 基本的な考え方

県民生活及び地域経済の安定の確保は、新型インフルエンザ等流行時における医療機関や事業者等の事業の継続、高齢者世帯や障害者世帯等の要援護者に対する生活支援、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品等の物資及び資材の備蓄、流行に乗じた各種犯罪等の取締り、生活関連物資の適正な流通の確保等によって社会・経済機能を維持し、県民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小限にとどめることを目的として実施する。

(2) 対策の概要

ア 事業の継続

新型インフルエンザの流行は8週間程度継続し、多くの県民が罹患するものと考えられるほか、本人や家族の罹患等により社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。こうした中でも、行政機関はもとより、医療機関、指定地方公共機関、登録事業者は、最低限の社会生活が維持できるよう必要な事業を継続することが社会的に求められる。

このため、未発生期においては、医療機関、指定地方公共機関、登録事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生を想定した業務計画^{p103}等の作成を要請し、必要に応じて技術的支援を行うなど、事業継続のための事前対策を促進する。

海外発生期以降は、医療機関、指定地方公共機関、登録事業者に対し、院内感染対策の徹底や業務計画の実行を要請するなど、必要な事業が継続されるよう努める。

イ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄等を行う。

ウ 生活関連物資の適正な流通の確保

県民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみ等が生じることのないよう、必要な調査や監視を行う。

エ 要援護者への生活支援

独居高齢者や障害者等の要援護者については、新型インフルエンザ等の流行

により孤立し、生活に支障を来すおそれがあるため、必要な支援を受けられるよう、実施主体である市町村と連携し、対応する。

オ 各種犯罪の取締り等

病原性の高い新型インフルエンザ等が流行した場合、混乱に乗じた各種犯罪の増加が危惧されるほか、治療を求める患者が集中することによって、医療機関や薬局等の周辺での混乱が生じないように、取締りや警戒活動を徹底する。

カ 埋葬・火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等が流行した場合、死亡者数が通常火葬能力を超えることが予想され、その結果、火葬に付すことができない遺体の対応が、公衆衛生上大きな問題となるおそれがある。

このため、火葬や緊急時の遺体の一時安置等が可能な限り円滑に実施されるよう、市町村及び一部事務組合と連携し、対応する。

第7節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、一連の流れをもって発生及び流行の状況に応じた対策を講じる必要があるため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行えるよう、本県における新型インフルエンザ等の発生段階を以下の5段階に分類し、各段階で想定される状況とその対応を事前に定める。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、日本国内からの発生など必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

① 未発生期

《想定される状況》

- 新型インフルエンザ等が発生していない段階

② 海外発生期

《想定される状況》

- 海外では新型インフルエンザ等が発生したが、国内では発生していない段階

《前段階からの移行時期》

- 新型インフルエンザについては、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の第一段階（海外発生期）に移行された時点とする。
- 新感染症については、感染症法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の第一段階（海外発生期）に移行された時点とする。
- ただし、運用上は、新型インフルエンザ等の感染拡大に関する国の第一報が寄せられた時点から、県の対策は海外発生期に移行する。

インフルエンザ(H1N1)2009 発生時における国の第一報

米国における豚由来(H1N1)インフルエンザのヒト感染例について

平成21年4月24日 厚生労働省健康局結核感染症課

1 4月23日(米国時間)の米疾病対策センター(CDC)より、4月14日以降、米国内の二州(*)で豚由来H1N1のA型インフルエンザウイルスの患者7例(罹患した患者はすべて回復)と報告された。

* 5例がカリフォルニア州(サンディエゴ・インペリアル)、2例がテキサス州(サンアントニオ)より報告されている。

2 厚生労働省としては、海外の進捗情報を収集しており、適宜情報提供をいたしますので、各自治体におかれましては、土日における連絡体制の整備をお願いいたします。

(以下略)

③ 発生早期 (国内・県内)

《想定される状況》

- 国内で新型インフルエンザ等が発生した段階
- 県内で新型インフルエンザ等が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える段階

《前段階からの移行時期》

- 国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の第二段階(国内発生早期)に移行された時点とする。
- 県行動計画では、国内発生期と県内発生期とを区分していないが、この理由としては、航空機や鉄道、自動車等によって、人や物が常時移動している国内状況を考慮すると、両期の対策に大きな差が生じないことが挙げられる。

④ 県内感染期

《想定される状況》

- 県内患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階

《前段階からの移行時期》

- 県内において、感染経路が不明確な新型インフルエンザ等患者が一定数確認されるようになった時点とする。
- 発生早期（国内・県内）から県内感染期への移行は県内状況によって判断されるため、国や隣接県の移行時期と一致しない場合がある。

⑤ 小康期

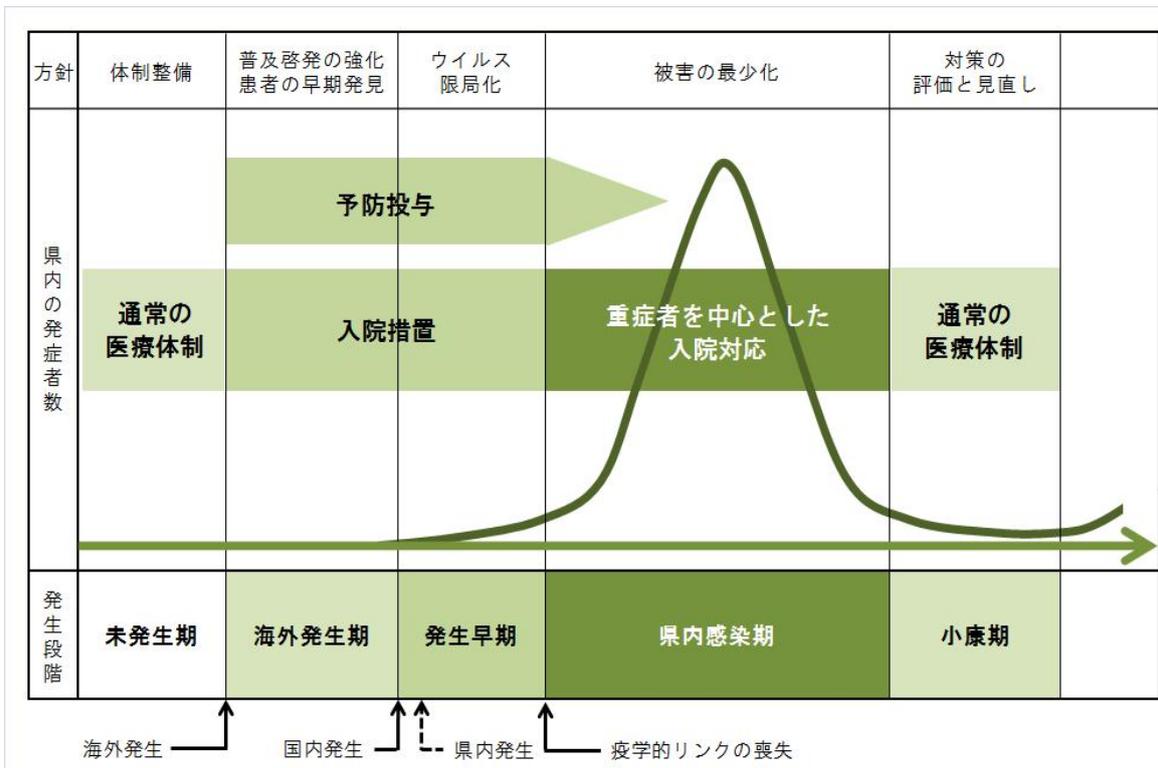
《想定される状況》

- 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている段階

《前段階からの移行時期》

- 国内で新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、国の対策が政府行動計画上の第四段階（小康期）に移行された時点とする。

発生段階と主な対策



本県の発生段階と国の発生段階及びWHOのフェーズの比較

栃木県の発生段階	国の発生段階		WHOのフェーズ
未発生期	未発生期		フェーズ1・2・3又は相当する公表等
海外発生期	海外発生期		フェーズ4・5・6又は相当する公表等
発生早期（国内・県内）	地域未発生期	国内発生早期	
	地域発生早期		
県内感染期	地域感染期	国内感染期	
小康期	小康期		ポストパンデミック期又は相当する公表等

インフルエンザ(H1N1)2009の流行における各発生段階の継続期間

発生段階	継続期間	備 考
未発生期	40年	香港インフルエンザ発生翌年(1969年)から起算
海外発生期	19日	2009. 4. 28(海外発生時) ~ 2009. 5. 16(国内発生時)
発生早期	約50日	2009. 5. 16 ~ 2009. 7. 上旬(感染原因不明の患者が増加)
県内感染期	約240日	2009. 7. 上旬 ~ 2010. 3. 上旬(流行水準を脱した時点)
小康期	約290日	2010. 3. 上旬 ~ 2010. 12. 下旬(第二波流行入り)
第二波	約100日	2010. 12. 下旬 ~ 2011. 3. 31(対応変更時)

第3章 各発生段階における対策

第1節 未発生期における対策

1 行動目標

県行動計画における未発生期とは、国内、国外ともに新型インフルエンザ等の発生が確認されていない段階とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期	第二波
------	-------	-----------------	-------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは不可能であるため、未発生期において、常に新型インフルエンザ等が発生する可能性があることを念頭に、日頃から着実に体制整備を進め、その後も実施体制の維持と継続的改善、県民等に対する普及啓発及び情報提供のあり方等についても十分な留意が肝要である。

2 行動内容

1 実施体制

- Act1 県における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。
- Act2 関係機関における新型インフルエンザ等への対応体制の整備を支援する。
- Act3 関係機関との連携体制を確立する。
- Act4 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。

2 サーベイランス・情報収集

- Act5 季節性インフルエンザの発生動向を監視する。
- Act6 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

3 情報提供・共有

- Act7 情報提供及び情報共有の体制を整備する。
- Act8 県民等にわかりやすく情報を提供する。
- Act9 県民から寄せられる相談に適切に対応する。

4 予防・まん延防止

- Act10 広域健康福祉センター等における積極的疫学調査の実施体制を整備する。
- Act11 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。
- Act12 国が講じる入国者対策に適切に対応できるよう体制を整備する。
- Act13 国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。
- Act14 国の方針に基づき住民接種のワクチン流通体制を整備する。
- Act15 国の方針に基づき住民接種の接種体制を整備する。

Act16 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

5 医療

- Act17 帰国者・接触者相談センターの設置準備をする。
- Act18 新型インフルエンザ等の外来診療体制を整備する。
- Act19 新型インフルエンザ等の入院体制を整備する。
- Act20 医療体制に関する情報を提供し、共有する。
- Act21 新型インフルエンザ等患者の搬送体制を整備する。
- Act22 新型インフルエンザウイルス等の検査体制を整備する。
- Act23 集団感染発生時における医療提供の方法について検討する。
- Act24 新型インフルエンザ等発生時における医療機能の維持を検討する。
- Act25 抗インフルエンザウイルス薬の供給体制を整備する。

6 県民生活及び地域経済の安定の確保

- Act26 事業継続に向けた事前準備を要請する。
- Act27 住民支援の実施に向けた検討を開始するよう要請する。
- Act28 まん延時における火葬体制の強化等に向けた検討を開始するよう要請する。
- Act29 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

1 実施体制

【対策の実務の統括】

Act1 県における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。

- 県、市町村、指定地方公共機関は、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画を作成する。³⁴また、作成後は、国の動向や最新の知見等に基づいて随時見直しを行う。
- 県、市町村、指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。³⁵
- 県は、行動計画に定める新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法や具体的な運用手順等について、県ガイドライン等で整備する。
- 県は、医学や公衆衛生、法律等の学識経験者で構成する県有識者会議を設置し³⁶意見聴取体制を整備するとともに、医師会、感染症指定医療機関、薬剤師会及び医薬品卸協会、看護協会等の関係者で構成する県医療対策推進委員会を設置し、実務協議体制を整備する。

³⁴ 特措法第7条、8条、9条

³⁵ 特措法第12条

³⁶ 特措法第7条第8項

- 県は、県対策会議及び栃木県新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置し、庁内関係部局間の連携体制を確立する。
- 広域健康福祉センター等を中心として、地域健康福祉センター、市町村及び一部事務組合、郡市医師会、医療機関、地域薬剤師会、警察署等からなる地域連絡協議会を設置するなど、地域における対応体制を整備する。
- 県は、国の研修制度の活用等により、対策に従事する職員の資質向上を図る。

Act2 関係機関における新型インフルエンザ等への対応体制の整備を支援する。

- 県は、市町村、指定地方公共機関に対し、行動計画又は業務計画の作成や対応体制の整備等を行う場合に必要な技術的支援を行う。
- 県は、新型インフルエンザ等対策に従事する市町村職員や、医療従事者等の人材育成を支援する。

Act3 関係機関との連携体制を確立する。

- 県は、市町村及び一部事務組合、医師会、医療機関等の関係機関との連携体制を確立し、対策の協議や情報交換、実地訓練等を定期的実施する。
- 県は、隣接県、近接県との連携体制を確立し、情報交換等を定期的実施するほか、必要に応じて県境地域における対応体制等の検討を行う。
- 県は、病原性の高い新型インフルエンザの流行に伴い社会機能の維持が困難となった事態等を想定し、自衛隊との連携を推進する。

Act4 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。

- 県は、新型インフルエンザの発生時期を予測することは困難であるため、この間の実施体制、県民等に対する継続的な普及啓発のあり方等を検討し、体制を整備する。

2 サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

Act5 季節性インフルエンザの発生動向を監視する。

- 県及び宇都宮市は、指定届出機関^{p105}（インフルエンザ定点：76医療機関、疑似症定点：117医療機関）の協力を得て、インフルエンザ患者の発生動向を調査し、地域内の流行状況を把握する。（患者発生サーベイランス）

- 県及び宇都宮市は、指定届出機関（病原体定点：20医療機関）の協力を得て、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。（ウイルスサーベイランス）
- 県及び宇都宮市は、指定届出機関（基幹定点：7医療機関）の協力を得て、インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。（入院サーベイランス）
- 県及び宇都宮市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者や臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の状況を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。（インフルエンザ様疾患発生報告）
- 県及び宇都宮市は、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、県民の免疫の状況を把握する。（感染症流行予測調査）

Act6 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

- 県は、海外、県内外における最新の知見に基づく新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

3 情報提供・共有

【情報提供と共有】

Act7 情報提供及び情報共有の体制を整備する。

- 県は、県民等に対する情報提供の一元化を図るため、あらかじめ専任の広報担当チームを決定する。
- 県は、新型インフルエンザ等発生時における県民等への情報提供の内容や、媒体等について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定する。
- 県は、関連情報を適時適切に提供するため、県民等の情報ニーズを把握する方法を整備する。
- 県は、海外発生期から県内感染期の対応において、県有識者会議委員、県医療対策推進委員会委員、感染症指定医療機関、入院協力医療機関等との情報交換をリアルタイムに行う必要があることから、電子メール等を活用した連絡体制を整備する。
- 県は、情報の収集及び提供、県と関係機関相互の情報の共有のあり方を検討し、迅速かつ確実な情報共有体制を整備する。

Act8 県民等にわかりやすく情報を提供する。

- 県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合に県が講じる対策、個人が実施すべき感染対策、予防接種の考え方等について、県民及び関係機関に対して継続的に情報を提供する。
- 県及び宇都宮市は、各種サーベイランスによって得られた情報を、栃木県感染症情報センター等を通じて、わかりやすく住民等に提供する。

【相談体制】

Act9 県民から寄せられる相談に適切に対応する。

- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等に関する県民からの相談に対応するため、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置する。
- 県は、市町村に対して、新型インフルエンザ等の発生時において、住民からの相談に応じられる体制を整備するよう要請する。

4 予防・まん延防止

【まん延の防止】

Act10 広域健康福祉センター等における積極的疫学調査の実施体制を整備する。

- 県は、積極的疫学調査^{p106}に必要な個人防護具^{p103}、消毒薬等の衛生資器材等を備蓄するとともに、使用期限の到来に伴う廃棄資器材等の補充などの在庫管理を適切に行う。
- 県は、積極的疫学調査が迅速かつ適切に実施できるよう、職員の研修を実施するとともに、関係機関との連携体制の強化を図る。

【普及啓発】

Act11 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。

- 県及び市町村は、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人ごみを避ける等の基本的な感染対策を周知し、理解促進を図る。
- 県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛の要請や施設

の使用制限の要請などのまん延防止策について周知し、理解促進を図る。

【水際対策】

Act12 国が講じる入国者対策に適切に対応できるよう体制を整備する。

- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等発生時において、国との連携を図りながら、入国者に関する健康調査等が迅速かつ適切に実施できるよう、体制を整備する。

【特定接種】

Act13 国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。

- 県は、国の方針に基づき、医師会、医薬品卸売業者等と連携の上、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。
- 県及び市町村は、国の方針に基づき、地方公務員に対する特定接種について、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。

【住民接種】

Act14 国の方針に基づき住民接種のワクチン流通体制を整備する。

- 県は、国の方針に基づき、医師会、医薬品卸売業者等と連携の上、ワクチンを円滑に流通できる体制を整備する。

Act15 国の方針に基づき住民接種の接種体制を整備する。

- 市町村は、国の方針に基づき、県、郡市医師会等と連携し、新型インフルエンザ等発生時に住民接種を迅速に実施できる体制を整備する。
- 市町村は、国や県の協力を得て、住民接種を円滑に実施するために、あらかじめ市町村間等で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種も可能となるよう努める。

【予防接種に関する理解の促進】

Act16 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- 県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策における予防接種の意義や供給・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報を積極的に提供し、住民等の理解促進を図る。

5 医療

【帰国者・接触者対策】

Act17 帰国者・接触者相談センターの設置準備をする。

- 県は、海外発生期以降、帰国者等の有症者からの相談業務を専門に行う「帰国者・接触者相談センター」を開設し、24時間体制で対応するため、実施方法の検討、対応マニュアルの作成、連絡調整を行う職員（県健康増進課職員等）の研修を行うなど、設置準備を進める。

【外来】

Act18 新型インフルエンザ等の外来診療体制を整備する。

- 県と宇都宮市は連携して、帰国者等の有症者の外来診療を担う帰国者・接触者外来を確保するとともに、同医療機関に対して、院内感染対策を始めとする受入れ準備を要請する。なお、帰国者・接触者外来の場所については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に受診者に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない。
- 発生早期（国内・県内）は、帰国者・接触者外来において外来診療を行うこととしているものの、新型インフルエンザ等の患者が一般医療機関を受診する可能性があるため、県と宇都宮市は連携して、帰国者・接触者外来以外の一般医療機関に対して、適切な院内感染対策を講じるよう要請する。

【入院】

Act19 新型インフルエンザ等の入院体制を整備する。

- 県と宇都宮市は連携して、海外発生期及び発生早期（国内・県内）における新型インフルエンザ患者等の感染症指定医療機関への入院措置等に備え、同医療機関に対して受入れ準備を要請する。
- 県と宇都宮市は連携して、県内感染期以降における新型インフルエンザ等の重症

患者の治療を担う入院協力医療機関を確保するとともに、同医療機関に対して、受入れ準備を要請する。なお、入院協力医療機関の場所については、必要がある場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない。

- 県と宇都宮市は連携して、感染症指定医療機関、入院協力医療機関における新型インフルエンザ等の治療に必要な医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の保有状況や緊急時に使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等に関して随時調査を行い、現状を把握する。
- 県と宇都宮市は医師会等と連携し、入院が必要な重症患者が増加した場合の医療提供体制について検討し、必要な体制を整備に努める。

【情報の提供・共有】

Act20 医療体制に関する情報を提供し、共有する。

- 県は、市町村、消防本部、医師会等に対し、帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関に関する情報を随時提供する。

【患者搬送】

Act21 新型インフルエンザ等患者の搬送体制を整備する。

- 県は、消防本部に対し、搬送従事者が着用する個人防護具や救急車の消毒剤等の備蓄を要請するとともに、必要に応じて備蓄状況を確認する。
- 県及び宇都宮市は、民間救急車等を活用した搬送体制を整備する。
- 県及び宇都宮市は、県内感染期においても搬送機能を維持するための方策について検討を進める。

【検査体制】

Act22 新型インフルエンザウイルス等の検査体制を整備する。

- 県及び宇都宮市は、保健環境センター及び宇都宮市衛生環境試験所（以下「保健環境センター等」という。）におけるPCR検査等が円滑に実施できるよう、必要となる資器材を整備する。
- 県及び宇都宮市は、PCR検査等に係る検体採取や搬送を始めとする実施手順について定め、関係機関が情報を共有する。
 - ▶ 検体採取：原則として医療機関

▶ 検体搬送：広域健康福祉センター等

【医療体制】

Act23 集団感染発生時における医療提供の方法について検討する。

- 県は、市町村及び医師会等と連携し、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

Act24 新型インフルエンザ等発生時における医療機能の維持を検討する。

- 県は、医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成を支援する。
- 県は、医療機能維持の観点から、がん、透析、産科医療等を継続するため、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討し、必要に応じて指定する。なお、当該医療機関は公表し、県民への周知を図るものとする。
- 県は、医師会等の関係機関と連携して、県内感染期において医療従事者が多数り患した場合の医療体制の維持について検討する。
- 県は、医療機関が新型インフルエンザ等対策に必要な医療資器材等の確保について必要な支援を行う。
- 県は、緊急事態宣言がされた場合の臨時的医療施設について、必要時に設置できるよう検討を図る。

【抗インフルエンザウイルス薬】

Act25 抗インフルエンザウイルス薬の供給体制を整備する。

- 県は、国の備蓄計画に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。
- 県は、備蓄薬を適切に保管し、使用可能量を常時把握する。
- 県は、抗インフルエンザウイルス薬の開発状況、効果や薬剤耐性についての情報収集を行う。
- 県は、県医療対策推進委員会において、新型インフルエンザ等発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について検討し、必要な体制整備を行う。

6 県民生活及び地域経済の安定の確保

【事業の継続】

Act26 事業継続に向けた事前準備を要請する。

- 県は、指定地方公共機関や事業者等に対し、業務計画等の作成を始めとする新型インフルエンザ等への事前準備を要請するとともに、準備状況を定期的に確認する。特に、指定地方公共機関に対しては、必要に応じて計画作成に関する技術的支援を行う。
- 県は、市町村に対し、業務継続計画の作成を始めとする新型インフルエンザ等への事前準備を要請するとともに、準備状況を定期的に確認する。また、必要に応じて計画作成に関する技術的支援を行う。
- 県版の業務継続計画である「新型インフルエンザ等流行時における栃木県業務継続計画」については、最新の知見に基づいて見直しを行うなど継続的改善を図るとともに、庁内への周知を徹底する。

【住民支援】

Act27 住民支援の実施に向けた検討を開始するよう要請する。

- 県は、市町村に対し、流行時における住民支援のあり方を検討するよう要請する。特に、在宅の高齢者及び障害者等の要援護者については、対象者（世帯）を把握するとともに、必要となる生活支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）を検討し、あらかじめ具体的手続を決定しておくよう要請する。

【火葬体制】

Act28 まん延時における火葬体制の強化等に向けた検討を開始するよう要請する。

- 県は、市町村及び一部事務組合と連携し、火葬場の火葬能力の現状、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に使用する遺体安置施設（遺体を一時的に安置する施設等）の有無等を調査し、情報を共有する。
- 県は、本県における火葬能力等の現状を踏まえ、市町村及び一部事務組合に対し、まん延時における火葬体制について、あらかじめ概要を決定しておくよう要請する。

【物資及び資材の備蓄等】

Act29 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

- 県、市町村及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策に必要な物資及び資材を備蓄等し³⁷、または施設及び設備を整備等する。

³⁷ 特措法第10条

第2節 海外発生期における対策

1 行動目標

県行動計画における海外発生期とは、海外で新型インフルエンザ等が発生しているものの、国内で発生していない段階とする。

未発生期の対策からの移行は、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表若しくは同法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の海外発生期に移行された時点となるが、運用上は、国からの第一報が寄せられた時点で、県の対策は海外発生期に移行するものとする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期	第二波
------	--------------	-----------------	-------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

海外発生期の段階では、新たに発生した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等が判明していない可能性が高く、その場合は原則的には病原性が高い想定で対策を選択する。一方、既に判明している場合は、政府対策本部が決定する初動の基本的対処方針等を踏まえつつ、必要な対策を選択する。

なお、インフルエンザ(H1N1)2009の事例では、WHOのフェーズ4宣言から国内発生までの期間は18日、県内発生までは49日であったことから、海外発生期における対策は迅速性が特に重要となる。

2 行動内容

1 実施体制

- Act30 海外発生期における新型インフルエンザ等対策の準備に着手する。
- Act31 政府対策本部設置にあわせて県対策本部を設置し、公表する。
- Act32 海外発生期に移行し、対策を実施する。

2 サーベイランス・情報収集

- Act33 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。
- Act34 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

3 情報提供・共有

- Act35 情報提供及び情報共有の体制を継続する。

- Act36 最新の情報を県民等にわかりやすく提供する。
Act37 新型インフルエンザ等電話相談センターを設置する。

4 予防・まん延防止

- Act38 まん延を防止するための取組の準備を進める。
Act39 急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。
Act40 海外への渡航者に対して注意喚起を図る。
Act41 国が講じる入国者対策に協力する。
Act42 国の方針に基づき特定接種を進める。
Act43 医療関係者に対して特定接種を行うよう要請等する。
Act44 住民接種の開始に備えた準備を進める。
Act45 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

5 医療

- Act46 帰国者・接触者相談センターを設置し、業務を開始する。
Act47 帰国者等の有症者に対する外来診療を開始する。
Act48 新型インフルエンザ等の入院患者の受入れ準備を進める。
Act49 医療関係者に対して医療を提供するよう要請等する。
Act50 医療体制に関する情報を提供し、共有する。
Act51 新型インフルエンザ患者等の搬送の準備を要請する。
Act52 新型インフルエンザウイルス等の検査体制を確立し、検査を開始する。
Act53 状況に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
Act54 抗インフルエンザウイルス薬の供給体制を確認する。

6 県民生活及び地域経済の安定の確保

- Act55 事業継続に向けた準備を進める。
Act56 まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を開始するよう要請する。

1 実施体制

【対策の実務の統括】

Act30 海外発生期における新型インフルエンザ等対策の準備に着手する。

- 県は、WHOや国の情報により、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いが濃厚な場合は、その後の対応を協議するとともに、海外発生期対策の準備に着手する。

Act31 政府対策本部設置にあわせて県対策本部を設置し、公表する。

- 県は、政府対策本部が設置³⁸されたときは、県対策本部を設置する。³⁹
- 県は、事務局会議の緊急開催等により、情報共有を図り、各対策グループを設置する。

Act32 海外発生期に移行し、対策を実施する。

- 県は、県有識者会議に状況報告を行い、必要に応じて意見を聴取する。
- 県は、県医療対策推進委員会に状況報告を行い、必要に応じて意見を聴取する。
- 県は、県有識者会議等の意見を踏まえて、今後の対応を協議、決定する。
- 広域健康福祉センター等は、地域連絡協議会の緊急開催等により、状況の報告を行うとともに、地域における今後の対応を協議する。
- 県は、状況に応じ市町村連絡会議等を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、海外発生期における県対策の確認等を行う。

2 サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

Act33 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。

- 県及び宇都宮市は、未発生期に引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等の海外発生を受け、以下のサーベイランスを追加（強化）する。
 - ▶ 新型インフルエンザ等患者の全数把握
(実施方法：全ての医療機関から、届出基準に合致する患者の報告を求める。)
 - ▶ 学校等におけるインフルエンザの集団発生の把握の強化
(実施方法：学校サーベイランスの対象施設を大学・短大等まで拡大し、臨時休業の状況の報告を求める。)

³⁸ 特措法第15条第1項

³⁹ 特措法第22条第1項

【情報収集】

Act34 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

- 県は、海外における新型インフルエンザ等の発生及び流行状況や、最新の知見に基づく新型インフルエンザ等の治療方針、ウイルスの性状等に関する情報を収集する。

3 情報提供・共有

【情報提供と共有】

Act35 情報提供及び情報共有の体制を継続する。

- 県は、県民、市町村、医療機関等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- 県、市町村、関係機関、隣接県等相互で、各主体の対策等に関する情報を共有する。
- 県対策本部は、各対策グループによる情報提供や普及啓発の実施時期や内容を常時把握し、一元化を図る。

Act36 最新の情報を県民等にわかりやすく提供する。

- 県は、県民等に対して、海外における新型インフルエンザ等の発生状況、県の対策、国内・県内で発生した場合に必要な取組等に関する情報をわかりやすく提供する。
- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- 県は、各種サーベイランスによって得られた情報を、必要に応じ、栃木県感染症情報センター等を通じて、わかりやすく県民等に提供する。

【相談体制】

Act37 新型インフルエンザ等電話相談センターを設置する。

- 県は、広域健康福祉センター及び健康増進課に設置している「新型インフルエンザ等相談窓口」における相談体制を、本庁に新たに設置する「新型インフルエンザ等電話相談センター」における相談体制へ移行し、県民等からの相談に対応する。
- 県は、新型インフルエンザ等電話相談センターに寄せられる相談内容の分析や新型インフルエンザ等に関する最新情報の収集に努め、県民等が抱く不安や、流行状況に応じて変化する相談ニーズに適時適切に対応できるよう、実施体制やマニュアル等の見直しを行う。
- 県は、市町村に対して、住民からの問い合わせに対応できる相談窓口の設置を要請する。

4 予防・まん延防止

【まん延の防止】

Act38 まん延を防止するための取組の準備を進める。

- 県及び宇都宮市は、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者等への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

【普及啓発】

Act39 急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。

- 県及び市町村は、未発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。
- 県は、未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等発生時、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて周知を図り、理解を得る。

【渡航者対策】

Act40 海外への渡航者に対して注意喚起を図る。

- 県は、海外への渡航者に対して、国の感染症危険情報や渡航延期の勧告等を周知するなど、必要な情報の提供及び注意喚起を行う。

【水際対策】

Act41 国が講じる入国者対策に協力する。

- 県及び宇都宮市は、国が講じる入国者対策等について情報を提供する。
- 県及び宇都宮市は、国や検疫所と連携し、発生国等からの入国者に対する健康調査等を実施する。

【特定接種】

Act42 国の方針に基づき特定接種を進める。

- 国家備蓄しているワクチンが新たなウイルスに有効である場合、国によるワクチン原液の製剤化の後、登録事業者、公務員を対象に接種が進められる予定である。この段階で接種が開始される場合、県は、ワクチン流通体制を確保する。
- 県及び市町村は、国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種⁴⁰を進める。

【医療関係者に対する要請等】

Act43 医療関係者に対して特定接種を行うよう要請等する。

- 県は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、場所や期間その他必要な事項を示して、特定接種の実施に関し必要な協力を要請する⁴¹。
- 県は、正当な理由がないのに、上記の要請に応じないときは、特定接種を行うため特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対して特定接種を行うよう指示する⁴²。
- 県は、医療関係者に対して要請等する場合においては、医療関係者の生命及

⁴⁰ 特措法第28条

⁴¹ 特措法第31条第2項

⁴² 特措法第31条第3項

び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる⁴³とともに、その実費を弁償する⁴⁴。

- 市町村は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、特定接種の実施に関し必要な協力の要請等を行うよう求めることができる⁴⁵。

【住民接種】

Act44 住民接種の開始に備えた準備を進める。

- 県は、国の方針に基づき、医師会、医薬品卸売業者等と連携の上、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。
- 市町村は、国の方針が決定され次第、直ちに接種が実施できるよう、国や県、医師会等と連携して、接種体制の整備を行う。

【予防接種に関する理解の促進】

Act45 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- 県及び市町村は、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を住民等に提供し、理解促進を図る。

5 医療

【帰国者・接触者対策】

Act46 帰国者・接触者相談センターを設置し、業務を開始する。

- 県は、帰国者等の有症者に対する受診勧奨等を行うため帰国者・接触者相談センターを設置し、24時間体制で対応する。

【外来】

⁴³ 特措法第31条第4項

⁴⁴ 特措法第62条第2項

⁴⁵ 特措法第31条第5項

Act47 帰国者等の有症者に対する外来診療を開始する。

- 県は、宇都宮市と連携して、帰国者・接触者外来に対して、帰国者等の有症者の受入れ準備を要請する。
- 帰国者・接触者相談センターは、相談を受け付けた事案のうち、帰国者等の有症者に対し、帰国者・接触者外来への受診を勧奨する。
- 県及び宇都宮市は、帰国者・接触者外来及び一般の医療機関に対して、国が示す症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者と判断した場合は、保健環境センター等が実施するPCR検査等のための検体を採取するとともに、直ちに広域健康福祉センター等に連絡するよう要請する。
- 県は、宇都宮市と連携して、一般の医療機関に対して、帰国者等の有症者が受診する可能性があるため、適切な院内感染対策を講じるよう要請する。

【入院】

Act48 新型インフルエンザ等の入院患者の受入れ準備を進める。

- 県と宇都宮市は連携して、感染症指定医療機関に対して、入院患者の受入準備を要請する。
- 県と宇都宮市は連携して、入院協力医療機関に対して、入院患者の受入準備を要請する。
- 県及び宇都宮市は、帰国者等の有症者のうち、国が示す症例定義に合致する者については、原則として、感染症法に基づいて感染症指定医療機関への入院措置等⁴⁶を行う。
- 県及び宇都宮市は、感染症指定医療機関等に対して、国が示す症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者と判断した場合は、保健環境センター等が実施するPCR検査等のための検体を採取するよう要請する。(外来等で検体を採取していない患者に限る。)

【医療関係者に対する要請等】

Act49 医療関係者に対して医療を提供するよう要請等する。

- 県は、新型インフルエンザ患者等に対して医療を提供するため、必要があると認めるときは、医療関係者に対し、場所や期間その他必要な事項を示して、

⁴⁶ 感染症法第19条、26条、46条

医療を行うよう要請する⁴⁷。

- 県は、正当な理由がないのに、上記の要請に応じないときは、患者に対して医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対して医療を行うよう指示する⁴⁸。
- 県は、医療関係者に対して要請等する場合においては、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる⁴⁹とともに、その実費を弁償する⁵⁰。また、県の要請等に応じて、医療関係者に健康被害が生じた場合、その者又は遺族に対して、損害を補償する⁵¹。

【情報の提供・共有】

Act50 医療体制に関する情報を提供し、共有する。

- 県と宇都宮市は連携して、住民に対して、海外発生期における医療に関する情報を十分に周知する。
- 県と宇都宮市は連携して、医療機関に対して、新型インフルエンザ等の診断や治療に資する情報等を提供する。
- 県は、未発生期に引き続き、市町村、消防本部、医師会に対して、帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関に関する情報を提供し、共有する。

【患者搬送】

Act51 新型インフルエンザ患者等の搬送の準備を要請する。

- 県及び宇都宮市は、県及び宇都宮市の責任において、感染対策に対応でき、予め委託した民間搬送業者に対し、搬送の準備を依頼する。また、疑似症患者が発生した場合には感染症指定医療機関への搬送⁵²を依頼する。
- 県は、消防本部に対し、搬送の準備を要請する。

【検査体制】

⁴⁷ 特措法第31条第1項

⁴⁸ 特措法第31条第3項

⁴⁹ 特措法第31条第4項

⁵⁰ 特措法第62条第2項

⁵¹ 特措法第63条第1項

⁵² 感染症法第21条、26条、47条

Act52 新型インフルエンザウイルス等の検査体制を確立し、検査を開始する。

- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザウイルス等の検査試薬等の受領後、保健環境センター等におけるPCR検査等の実施体制を直ちに確立する。
- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が確認された場合、保健環境センター等において、確定診断を目的とするPCR検査等を行う。

【予防投与】

Act53 状況に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の診察を行う医療従事者、又は救急搬送を行う搬送従事者等について、必要と認められる場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ患者の同居者などの濃厚接触者等について、必要と認められる場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。

【抗インフルエンザウイルス薬】

Act54 抗インフルエンザウイルス薬の供給体制を確認する。

- 県は、備蓄薬の保管状況等を改めて確認し、使用可能量を把握する。
- 県は、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について、県医療対策推進委員会を通じ、関係者に協力を要請する。
- 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を随時確認するとともに、必要に応じて関係機関等に対して適正な流通を指導する。
- 県は、予防投与を実施する場合は、必要に応じて備蓄薬を使用する。

6 県民生活及び地域経済の安定の確保

【事業の継続】

Act55 事業継続に向けた準備を進める。

- 県は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染対策の徹底を図るよう要請する。
- 指定地方公共機関等は、業務計画を踏まえ、事業継続に向けた準備を行う。その際、県は、法令の弾力的運用について、周知を行う。
- 県は、市町村に対し、今後の流行状況を踏まえつつ、業務継続計画に基づいて適切に対応するよう要請する。

【火葬体制】

Act56 まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を開始するよう要請する。

- 県は、市町村及び一部事務組合に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。

第3節 発生早期（国内・県内）における対策

1 行動目標

県行動計画における発生早期（国内・県内）とは、県内における新型インフルエンザ等発生の有無にかかわらず、いずれかの都道府県で発生した段階とする。

海外発生期の対策からの移行は、国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の国内発生早期移行された時点とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期	第二波
------	-------	-------------------------	-------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

発生早期（国内・県内）では、県内での新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制することを対策の主眼として、ウイルスの性質や政府対策本部が決定する基本的対処方針等を踏まえつつ、本県の対策を選択し、実施するものとする。

なお、この段階に至ってもウイルスの病原性や感染力等が判明していない場合は、原則として病原性が高い想定で対策を選択するが、実施に当たっては、社会・経済活動に与える影響等に十分留意する必要がある。

2 行動内容

1 実施体制

Act57 対策を発生早期（国内・県内）に移行し、公表する。

Act58 市町村対策本部を設置する。【緊】

2 サーベイランス・情報収集

Act59 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。

Act60 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

3 情報提供・共有

Act61 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

Act62 最新の情報を県民等にわかりやすく提供する。

Act63 新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

4 予防・まん延防止

- Act64 新型インフルエンザ等のまん延を防止する。
- Act65 まん延を防止するための取組の普及、理解促進を図る。
- Act66 海外への渡航者に対して注意喚起を図る。
- Act67 国が講じる入国者対策に協力する。
- Act68 国の方針に基づき特定接種を進める。
- Act69 医療関係者に対して特定接種を行うよう要請等する。
- Act70 国の方針に基づき住民接種を進める。
- Act71 予防接種に関する住民の理解促進を図る。
- Act72 まん延を防止するための協力要請等を行う。【緊】
- Act73 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
- Act74 医療関係者に対して住民接種を行うよう要請等する。【緊】

5 医療

- Act75 帰国者・接触者相談センターでの相談体制を継続する。
- Act76 帰国者等の有症者に対する外来診療を行う。
- Act77 新型インフルエンザ患者等の入院措置等を行う。
- Act78 医療関係者に対して医療を提供するよう要請等する。
- Act79 医療体制に関する情報を提供し、共有する。
- Act80 新型インフルエンザ患者等の円滑な搬送を要請する。
- Act81 新型インフルエンザウイルス等のPCR検査等を実施する。
- Act82 状況に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- Act83 抗インフルエンザウイルス薬を円滑に供給する。
- Act84 医療の提供や医薬品等の販売等を確保するため必要な措置を講じる。
【緊】

6 県民生活及び地域経済の安定の確保

- Act85 生活関連物資の価格高騰や買占め等をしないよう呼びかける。
- Act86 社会・経済機能を維持するため、業務を継続する。【緊】
- Act87 ガス及び水を安定的に供給する。【緊】
- Act88 運送を確保する。【緊】
- Act89 食料品等の緊急物資や医薬品、医療機器等の運送を要請する。【緊】
- Act90 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。【緊】
- Act91 流行に伴う混乱に乗じた犯罪等を防止する。【緊】

1 実施体制

【対策の実務の統括】

Act57 対策を発生早期（国内・県内）に移行し、公表する。

- 政府対策本部が国内発生早期に入ったことを公示した場合、県は、県対策を

発生早期（国内・県内）に移行するとともに、県民に対し、必要な情報提供や注意喚起を行う。

- 県内で初めての患者が確認された場合、県対策本部長はその旨を公表するとともに、県民に対して、必要な情報提供や注意喚起を行う。
- 県は、県有識者会議に状況報告を行い、必要に応じて意見を聴取する。
- 県は、県医療対策推進委員会に状況報告を行い、必要に応じて意見を聴取する。
- 県は、県対策本部において、県有識者会議等の意見を踏まえて、今後の対応方針を協議、決定する。
- 広域健康福祉センター等は、地域連絡協議会の緊急開催等により、状況の報告を行うとともに、地域における今後の対応を協議する。
- 県は、状況に応じ市町村連絡会議等を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、発生早期（国内・県内）における県対策の確認等を行う。

§ 緊急事態宣言がされている場合 §

Act58 市町村対策本部を設置する。

- 緊** 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置し⁵³、市町村行動計画に基づき、対策を実施する。

2 サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

Act59 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。

- 県及び宇都宮市は、海外発生期に引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- 県及び宇都宮市は、海外発生期に引き続き、以下のサーベイランスを実施する。
 - ▶ 新型インフルエンザ等患者の全数把握
 - ▶ 学校等におけるインフルエンザの集団発生の把握の強化

⁵³ 特措法第34条

【情報収集】

Act60 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

- 県は、海外、県内外における新型インフルエンザ等の流行状況や、最新の知見に基づく新型インフルエンザ等の治療方針、ウイルスの性状等に関する情報を収集する。

3 情報提供・共有

【情報提供と共有】

Act61 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

- 県は、県民、市町村、医療機関等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- 県、市町村、関係機関、隣接県等相互で、各主体の対策や地域での流行状況等に関する情報を共有する。
- 県対策本部は、各対策グループによる情報提供や普及啓発の実施時期や内容を常時把握し、一元化を図る。

Act62 最新の情報を県民等にわかりやすく提供する。

- 県は、県民等に対して、海外、県内外の流行状況や具体的な対策等の情報をわかりやすく提供する。
- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- 県及び宇都宮市は、各種サーベイランスによって得られた情報を、必要に応じて、栃木県感染症情報センター等を通じて、わかりやすく住民等に提供する。

【相談体制】

Act63 新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

- 県は、新型インフルエンザ等電話相談センターでの相談体制を24時間対応にするなど強化する。

4 予防・まん延防止

【まん延の防止】

Act64 新型インフルエンザ等のまん延を防止する。

- 県及び宇都宮市は、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者等への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。⁵⁴
- 県及び宇都宮市は、社会活動に伴う感染拡大を抑制するため、関係団体等と連携し、住民や事業者等に対して次の要請を行う。
 - 県民、事業者、福祉施設等に対して、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
 - 事業所に対して、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理や受診勧奨を行うよう要請する。
 - 学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安が国から示された場合、学校の設置者に対して適切に対応するよう要請する。
 - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講じるよう協力を要請する。
- 県及び宇都宮市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化、徹底するよう要請する。

【普及啓発】

Act65 まん延を防止するための取組の普及、理解促進を図る。

- 県及び市町村は、海外発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。

⁵⁴ 感染症法第44条の3

- 県は、海外発生期に引き続き、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施され得ることについて周知を図り、理解を得る。

【渡航者対策】

Act66 海外への渡航者に対して注意喚起を図る。

- 県は、海外発生期に引き続き、海外への渡航者に対して、国の感染症危険情報や渡航延期の勧告等を周知するなど、必要な情報の提供及び注意喚起を行う。

【水際対策】

Act67 国が講じる入国者対策に協力する。

- 県及び宇都宮市は、海外発生期に引き続き、国が講じる入国者対策等について情報を提供する。
- 県及び宇都宮市は、海外発生期に引き続き、国や検疫所と連携し、発生国等からの入国者に対する健康調査等を実施する。なお、病原性や感染力、国内外の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、国の方針に基づき、措置を縮小する。

【特定接種】

Act68 国の方針に基づき特定接種を進める。

- 県及び市町村は、国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種⁵⁵を進める。

【医療関係者に対する要請等】

Act69 医療関係者に対して特定接種を行うよう要請等する。

- 県は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、場所や期間その他必要な事項を示して、特定接種の実施に関し必要な協力を要

⁵⁵ 特措法第28条

請する⁵⁶。

- 県は、正当な理由がないのに、上記の要請に応じないときは、特定接種を行うため特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対して特定接種を行うよう指示する⁵⁷。
- 県は、医療関係者に対して要請等する場合においては、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる⁵⁸とともに、その実費を弁償する⁵⁹。
- 市町村は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる⁶⁰。

【住民接種】

Act70 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 市町村は、ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。
- 市町村は、実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【予防接種に関する理解の促進】

Act71 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- 県及び市町村は、海外発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。

§ 緊急事態宣言がされている場合 §

Act72 まん延を防止するための協力要請等を行う。

- 【緊】 県は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、国が示す基本的対処方針

⁵⁶ 特措法第31条第2項

⁵⁷ 特措法第31条第3項

⁵⁸ 特措法第31条第4項

⁵⁹ 特措法第62条第2項

⁶⁰ 特措法第31条第5項

に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ▶ 県は、特措法第45条第1項に基づき、県民に対して、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。（不要不急の外出自粛の要請）
- ▶ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。施設の管理者等が、正当な理由なく要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、社会・経済機能の混乱を回避するため、特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。（施設の使用制限の要請・指示）
- ▶ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、感染対策を徹底するよう要請する。この要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限や基本的な感染対策を徹底するよう要請する。施設の管理者等が、正当な理由なく要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、社会・経済機能の混乱を回避するため、特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。（施設の使用制限の要請・指示）
- ▶ 県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った場合は、その施設名を公表する。
- ▶ 県は、不要不急の外出自粛の要請や施設の使用制限の要請・指示等の緊急事態措置を実施するに当たっては、国の基本的対処方針に基づき、病原性や流行状況、有効性等を総合的に勘案するとともに、公衆衛生等の学識経験者の意見も踏まえて、県対策本部において、期間や区域、対象施設等を決定する。

Act73 国の方針に基づき住民接種を進める。

【緊】 市町村は、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施する。緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。

【医療関係者に対する要請等】

Act74 医療関係者に対して住民接種を行うよう要請等する。

【緊】 県は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、場所や期間その他必要な事項を示して、住民接種の実施に関し必要な協力を要請する⁶¹。

【緊】 県は、正当な理由がないのに、上記の要請に応じないときは、住民接種を行うため特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対して住民接種を行うよう指示する⁶²。

【緊】 県は、医療関係者に対して要請等する場合においては、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる⁶³とともに、その実費を弁償する⁶⁴。

【緊】 市町村は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる⁶⁵。

5 医療

【帰国者・接触者対策】

Act75 帰国者・接触者相談センターでの相談体制を継続する。

- 県は、海外発生期に引き続き、帰国者等の有症者に対する受診勧奨等を行うため帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。

【外来】

Act76 帰国者等の有症者に対する外来診療を行う。

- 県は、海外発生期に引き続き、帰国者・接触者相談センターでの振り分け、帰国者・接触者外来における診療を継続する。
- 県と宇都宮市は連携し、一般の医療機関に対して、県内感染期における患者受入れ準備を要請する。
- 県及び宇都宮市は、海外発生期に引き続き、帰国者・接触者外来及び一般の

⁶¹ 特措法第46条第6項、第31条第2項

⁶² 特措法第46条第6項、第31条第3項

⁶³ 特措法第46条第6項、第31条第4項

⁶⁴ 特措法第46条第6項、第62条第2項

⁶⁵ 特措法第46条第6項、第31条第5項

医療機関に対して、国が示す症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者と判断した場合は、保健環境センター等が実施するPCR検査等のための検体を採取するとともに、直ちに広域健康福祉センター等に連絡するよう要請する。

【入院】

Act77 新型インフルエンザ患者等の入院措置等を行う。

- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等と診断された者等について、病原性が低いことが判明しない限り、感染症法に基づいて感染症指定医療機関への入院措置等⁶⁶を行う。
- 県と宇都宮市は連携して、入院協力医療機関に対して、入院患者の受入準備を要請する。
- 県及び宇都宮市は、海外発生期に引き続き、感染症指定医療機関等に対して、国が示す症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者と判断した場合は、保健環境センター等が実施するPCR検査等のための検体を採取するよう要請する。（外来等で検体を採取していない患者に限る。）

【医療関係者に対する要請等】

Act78 医療関係者に対して医療を提供するよう要請等する。

- 県は、新型インフルエンザ等の患者に対して医療を提供するため、必要があると認めるときは、医療関係者に対し、場所や期間その他必要な事項を示して、医療を行うよう要請する⁶⁷。
- 県は、正当な理由がないのに、上記の要請に応じないときは、患者に対して医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対して医療を行うよう指示する⁶⁸。
- 県は、医療関係者に対して要請等する場合においては、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる⁶⁹とともに、その実費を弁償する⁷⁰。また、県の要請等に応じて、医療関係者に

⁶⁶ 感染症法第19条、26条、46条

⁶⁷ 特措法第31条第1項

⁶⁸ 特措法第31条第3項

⁶⁹ 特措法第31条第4項

⁷⁰ 特措法第62条第2項

健康被害が生じた場合、その者又は遺族に対して、損害を補償する⁷¹。

【情報の提供・共有】

Act79 医療体制に関する情報を提供し、共有する。

- 県は、宇都宮市と連携して、海外発生期に引き続き、住民に対して、医療に関する情報を十分に周知する。
- 県は、宇都宮市と連携して、海外発生期に引き続き、医療機関に対して、新型インフルエンザ等の診断や治療に資する情報等を提供する。
- 県は、宇都宮市と連携して、海外発生期に引き続き、市町村、消防本部、医師会に対して、感染症指定医療機関、入院協力医療機関及び帰国者・接触者外来に関する情報を提供し、共有する。

【患者搬送】

Act80 新型インフルエンザ患者等の円滑な搬送を要請する。

- 県及び宇都宮市は、県及び宇都宮市の責任において、感染対策に対応でき、予め委託した民間搬送業者に対し、円滑な搬送を要請する。なお、民間搬送業者による搬送が困難になった場合は、消防本部に搬送を要請する。

【検査体制】

Act81 新型インフルエンザウイルス等のPCR検査等を実施する。

- 県及び宇都宮市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が確認された場合、保健環境センター等において、確定診断を目的とするPCR検査等を行う。

【予防投与】

Act82 状況に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の診察を行う医療従事者、又は救急搬送を行う搬送従事者等について、必要と認められる

⁷¹ 特措法第63条第1項

場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。

- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ患者の同居者などの濃厚接触者等について、必要と認められる場合には、予防投与を実施する。

【抗インフルエンザウイルス薬】

Act83 抗インフルエンザウイルス薬を円滑に供給する。

- 県は、海外発生期に引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を随時確認するとともに、必要に応じて適正な流通を指導する。
- 県は、海外発生期に引き続き、予防投与を実施する場合は、必要に応じて県備蓄薬を使用する。
- 県は、医療機関に対して、過剰発注しないなど抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用を要請する。

§ 緊急事態宣言がされている場合 §

Act84 医療の提供や医薬品等の販売等を確保するため必要な措置を講じる。

緊 医療機関である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療の提供に必要な措置を講じる。また、医薬品等の販売事業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医薬品等の販売等を確保するために必要な措置を講じる。⁷²

6 県民生活及び地域経済の安定の確保

【生活関連物資の流通】

Act85 生活関連物資の価格高騰や買占め等をしないよう呼びかける。

- 県は、国と連携して、県民に対して、食料品・生活関連物資等の購入に当たって買占めなどしないよう適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対して

⁷² 特措法第47条

も、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみなどをしないよう呼びかける。

§ 緊急事態宣言がされている場合 §

【事業の継続】

Act86 社会・経済機能を維持するため、業務を継続する。

【緊】 指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、事業を継続するための、必要な措置を開始する。

【緊】 県は、県内の事業継続の状況や新型インフルエンザ等による被害状況等を確認し、必要に応じて対応策を検討する。

Act87 ガス及び水を安定的に供給する⁷³。

【緊】 ガス事業者である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、ガスの供給支障の予防に必要な措置等、ガスを安定的に供給するために必要な措置を講じる。

【緊】 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県及び市町村等は、それぞれ、その行動計画又は事業継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置など水を安定的に供給するために必要な措置を講じる。

Act88 運送を確保する⁷⁴。

【緊】 運送事業者である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

【緊急物資の運送】

Act89 食料品等の緊急物資や医薬品、医療機器等の運送を要請する。⁷⁵

【緊】 県は、緊急の必要がある場合には、運送業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の運送を要請する。

⁷³ 特措法第52条

⁷⁴ 特措法第53条

⁷⁵ 特措法第54条

【緊】 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

【緊】 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じて、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する。

【生活関連物資等の価格の安定等】

Act90 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。⁷⁶

【緊】 県及び市町村は、生活関連物資等の価格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう調査・監視を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【緊】 県及び市町村は、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

【治安の維持】

Act91 流行に伴う混乱に乗じた犯罪等を防止する。

【緊】 県は、流行に伴う混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報・啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

【緊】 県は、流行に伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じて、医療機関、薬局及びその周辺において、警戒活動等を行う。

⁷⁶ 特措法第59条

第4節 県内感染期における対策

1 行動目標

県行動計画における県内感染期とは、県内における新型インフルエンザ患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった段階とする。

発生早期（国内・県内）の対策からの移行は、感染経路が不明確な新型インフルエンザ患者が一定数確認されるようになった時点とするため、国や隣接県の移行時期と一致しない場合もあり得る。

なお、インフルエンザ(H1N1)2009の事例では、県内初発から2～3週後、患者数でみると30～40名程度の段階で、接触歴調査が不可能となっている。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期	第二波
------	-------	-----------------	--------------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

県内感染期の段階でまん延を防止することは困難で、対策の主眼を、発生早期（国内・県内）における積極的なまん延防止策から健康被害軽減策に切り替える。ただし、状況に応じて、一部のまん延防止策を実施し、感染拡大をできる限り抑えるよう努める。

2 行動内容

1 実施体制

Act92 対策を県内感染期に移行し、公表する。

Act93 市町村対策本部を設置する。【緊】

Act94 他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。【緊】

2 サーベイランス・情報収集

Act95 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。

Act96 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

3 情報提供・共有

Act97 情報提供及び情報共有の体制を継続的に改善する。

Act98 最新の情報を県民等にわかりやすく提供する。

Act99 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

4 予防・まん延防止

- Act100 新型インフルエンザ等のまん延を防止する。
- Act101 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。
- Act102 海外への渡航者に対して注意喚起を図る。
- Act103 国が講じる入国者対策に協力する。
- Act104 国の方針に基づき住民接種を進める。
- Act105 予防接種に関する住民の理解促進を図る。
- Act106 まん延を防止するための協力要請等を行う。【緊】
- Act107 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
- Act108 医療関係者に対して住民接種を行うよう要請等する。【緊】

5 医療

- Act109 帰国者・接触者相談センターを休止（廃止）する。
- Act110 新型インフルエンザ等患者への外来診療を行う。
- Act111 新型インフルエンザ等の重症患者に入院医療を提供する。
- Act112 医療関係者に対して医療を提供するよう要請等する。
- Act113 医療体制に関する情報を提供し、共有する。
- Act114 新型インフルエンザ患者等の円滑な搬送を確保する。
- Act115 新型インフルエンザウイルス等のPCR検査等は重症者等に限定する。
- Act116 医療機関の診療継続に係る調整を行う。
- Act117 在宅患者へのファクシミリ等による処方箋発行の対応方針を周知する。
- Act118 在宅で療養する患者を支援する。
- Act119 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は原則実施しない。
- Act120 抗インフルエンザウイルス薬を円滑に供給する。
- Act121 医療の提供や医薬品等の販売等を確保するため必要な措置を講じる。
【緊】
- Act122 臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。【緊】

6 県民生活及び地域経済の安定の確保

- Act123 生活関連物資の価格高騰や買占め等をしないよう呼びかける。
- Act124 社会・経済機能を維持するため、業務を継続する。【緊】
- Act125 ガス及び水を安定的に供給する。【緊】
- Act126 運送を確保する。【緊】
- Act127 食料品等の物資や医薬品、医療機器等の運送を要請する。【緊】
- Act128 医薬品や食料等の必要な物資の売渡し等を要請する。【緊】
- Act129 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。【緊】
- Act130 要援護者に対する生活支援を行う。【緊】
- Act131 流行に伴う混乱に乗じた犯罪等を防止する。【緊】
- Act132 死亡者の増加に備えて火葬体制の強化等を要請する。【緊】
- Act133 国が講じる患者等の権利利益の保全措置について周知を図る。【緊】
- Act134 国が講じる中小企業等に対する融資について周知を図る。【緊】

1 実施体制

【対策の実務の統括】

Act92 対策を県内感染期に移行し、公表する。

- 県は、有識者会議を開催等し、県内の流行状況等を踏まえて、発生段階の移行や今後の対応方針について、意見を聴取する。
- 県は、感染経路が不明な新型インフルエンザ等患者が続発した場合、県有識者会議等の意見を踏まえ、県対策本部において、発生段階を県内感染期へ移行するとともに、今後の対応方針を協議、決定する。
- 県対策本部長は、県民に対し、県対策の県内感染期への移行を公表するとともに、必要な情報提供や注意喚起を行う。
- 県は、県医療対策推進委員会に状況報告を行い、必要に応じて意見を聴取する。
- 広域健康福祉センター等は、地域連絡協議会の開催等により、状況の報告を行うとともに、地域における今後の対応を協議する。
- 県は、状況に応じ市町村連絡会議等を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、県内感染期における県対策の確認等を行う。

§ 緊急事態宣言がされている場合 §

Act93 市町村対策本部を設置する。

- ☑ 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置し、市町村行動計画に基づき、対策を実施する。

Act94 他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。

- ☑ 県及び市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を行うことができなくなった場合、特措法に基づく他の地方公共団体による応援等の措置を活用し、対策を実施する。⁷⁷⁸

⁷⁷ 特措法第38条

⁷⁸ 特措法第39条

2 サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

Act95 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。

- 県及び宇都宮市は、発生早期（国内・県内）に引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、新型インフルエンザ等による重症患者及び死亡者の情報を重点的に収集する。
- 県及び宇都宮市は、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

【情報収集】

Act96 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

- 県は、発生早期（国内・県内）に引き続き、海外、県内外における新型インフルエンザ等の流行状況や、最新の知見に基づく新型インフルエンザ等の治療方針、ウイルスの性状等に関する情報を収集する。

3 情報提供・共有

【情報提供・共有】

Act97 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

- 県は、発生早期（国内・県内）に引き続き、県民、市町村、医療機関等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- 県、市町村、関係機関、隣接県等相互で、各主体の対策や地域での流行状況等に関する情報を共有する。
- 県対策本部は、発生早期（国内・県内）に引き続き、各対策グループによる情報提供や普及啓発の実施時期や内容を常時把握し、一元化を図る。

Act98 最新の情報を県民等にわかりやすく提供する。

- 県は、発生早期（国内・県内）に引き続き、県民等に対して、海外、県内外の流行状況や具体的な対策、社会・経済活動の状況等の情報をわかりやすく提供する。
- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないように十分に啓発する。
- 県及び宇都宮市は、発生早期（国内・県内）に引き続き、各種サーベイランスによって得られた情報は、必要に応じ、栃木県感染症情報センターを通じて、わかりやすく住民等に提供する。

【相談体制】

Act99 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

- 県は、原則として、新型インフルエンザ等電話相談センターでの24時間対応を継続するが、流行状況や相談件数等に応じ、受付時間や人員体制等の見直し（休止（廃止）を含む。）を行う。
- 市町村は、流行状況や相談件数等に応じ、相談窓口の受付時間や人員体制等の見直し（休止（廃止）を含む。）を行う。

4 予防・まん延防止

【まん延の防止】

Act100 新型インフルエンザ等のまん延を防止する。

- 県及び宇都宮市は、発生早期（国内・県内）に引き続き、社会活動に伴う感染拡大を抑制するため、関係団体等と連携し、次の要請を行う。ただし、流行の拡大に応じて取組を緩和し、ピーク後には縮小するなど、流行状況に応じた柔軟な対応が必要であることに注意する。
 - 県民、事業者、福祉施設等に対して、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
 - 事業所に対して、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧奨を行うよう要請する。

- 学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安が国から示された場合、学校の設置者に対して適切に対応するよう要請する。
- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- 県及び宇都宮市は、発生早期（国内・県内）に引き続き、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化、徹底するよう要請する。
- 県及び宇都宮市は、感染症法に基づく患者への対応（入院措置等）や患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止し、その旨を公表する。

【普及啓発】

Act101 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。

- 県及び市町村は、発生早期（国内・県内）に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。
- 県は、発生早期（国内・県内）に引き続き、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施され得ることについて周知を図り、理解を得る。

【渡航者対策】

Act102 海外への渡航者に対して注意喚起を図る。

- 県は、発生早期（国内・県内）に引き続き、海外への渡航者に対して、国の感染症危険情報や渡航延期の勧告等を周知するなど、必要な情報の提供及び注意喚起を行う。

【水際対策】

Act103 国が講じる入国者対策に協力する。

- 県及び宇都宮市は、国や検疫所と連携し、発生国等からの入国者に対する健康調査等を実施する。なお、病原性や感染力、国内外の状況等を踏まえ、合理

性が認められなくなった場合には、国の方針に基づき、措置を縮小する。

【住民接種】

Act104 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 市町村は、発生早期（国内・県内）に引き続き、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

【予防接種に関する理解の促進】

Act105 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- 県及び市町村は、発生早期（国内・県内）に引き続き、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者、接種順位といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。

§ 緊急事態宣言がされている場合 §

Act106 まん延を防止するための協力要請等を行う。

- 緊** 県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等患者の大幅な増加により医療体制に対する負荷が過大となり、適切な医療を受けられず死亡者数の増加が認められるなど特別な状況にある場合、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じて、以下の措置を講じる。
- ▶ 県は、特措法第45条第1項に基づき、県民に対して、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。（不要不急の外出自粛の要請）
 - ▶ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。施設の管理者等が、正当な理由なく要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、社会・経済機能の混乱を回避するため、特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。（施設の使用制限の要請・指示）
 - ▶ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、感染対策を徹底するよう要請する。この要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に

対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限や基本的な感染対策を徹底するよう要請する。施設の管理者等が、正当な理由なく要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、社会・経済機能の混乱を回避するため、特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。(施設の使用制限の要請・指示)

- ▶ 県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った場合は、その施設名を公表する。
- ▶ 県は、不要不急の外出自粛の要請や施設の使用制限の要請・指示等の緊急事態措置を実施するに当たっては、国の基本的対処方針に基づき、病原性や流行状況、有効性等を総合的に勘案するとともに、公衆衛生等の学識経験者の意見も踏まえて、県対策本部において、期間や区域、対象施設等を決定する。

Act107 国の方針に基づき住民接種を進める。

緊 市町村は、発生早期（国内・県内）に引き続き、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。

Act108 医療関係者に対して住民接種を行うよう要請等する。

緊 県は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、場所や期間その他必要な事項を示して、住民接種の実施に関し必要な協力を要請する⁷⁹。

緊 県は、正当な理由がないのに、上記の要請に応じないときは、住民接種を行うため特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対して住民接種を行うよう指示する⁸⁰。

緊 県は、医療関係者に対して要請等する場合においては、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる⁸¹とともに、その実費を弁償する⁸²。

緊 市町村は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる⁸³。

⁷⁹ 特措法第46条第6項、第31条第2項

⁸⁰ 特措法第46条第6項、第31条第3項

⁸¹ 特措法第46条第6項、第31条第4項

⁸² 特措法第46条第6項、第62条第2項

⁸³ 特措法第46条第6項、第31条第5項

5 医療

【相談体制】

Act109 帰国者・接触者相談センターを休止（廃止）する。

- 県は、流行状況等を見ながら、帰国者・接触者相談センターを休止（廃止）する。

【外来】

Act110 新型インフルエンザ等患者への外来診療を行う。

- 県と宇都宮市は連携して、新型インフルエンザ等患者の増加に備え、帰国者・接触者相談センターでの患者振り分け、帰国者・接触者外来による診療を中止するとともに、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関で診療を行う体制に移行する。
- 県及び宇都宮市は、PCR検査等は重症患者に限定して実施することとし、外来における検体採取は原則として中止する。

【入院】

Act111 新型インフルエンザ等の重症患者に入院医療を提供する。

- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザ等患者への入院措置等を中止し、在宅での療養を原則とする。入院治療は重症患者のみを対象とし、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関が対応する。

【医療関係者に対する要請等】

Act112 医療関係者に対して医療を提供するよう要請等する。

- 県は、新型インフルエンザ等の患者に対して医療を提供するため、必要があると認めるときは、医療関係者に対し、場所や期間その他必要な事項を示して、

医療を行うよう要請する⁸⁴。

- 県は、正当な理由がないのに、上記の要請に応じないときは、患者に対して医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対して医療を行うよう指示する⁸⁵。
- 県は、医療関係者に対して要請等する場合においては、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる⁸⁶とともに、その実費を弁償する⁸⁷。また、県の要請等に応じて、医療関係者に健康被害が生じた場合、その者又は遺族に対して、損害を補償する⁸⁸。

【情報の提供・共有】

Act113 医療体制に関する情報を提供し、共有する。

- 県は、宇都宮市と連携して、発生早期（国内・県内）に引き続き、住民に対して、県内感染期における医療に関する情報を十分に周知する。
- 県は、宇都宮市と連携して、発生早期（国内・県内）に引き続き、医療機関に対して、新型インフルエンザ等の診断や治療に資する情報等を提供する。
- 県は、宇都宮市と連携して、発生早期（国内・県内）に引き続き、市町村、消防本部、医師会に対して、感染症指定医療機関、入院協力医療機関に関する情報を提供し、共有する。

【患者搬送】

Act114 新型インフルエンザ患者等の円滑な搬送を確保する。

- 県は、消防本部に対し、円滑な搬送を要請する。

【検査体制】

Act115 新型インフルエンザウイルス等のPCR検査等は重症者等に限定する。

- 県及び宇都宮市は、県内感染期以降、一般の患者の確定診断を目的とするP

⁸⁴ 特措法第31条第1項

⁸⁵ 特措法第31条第3項

⁸⁶ 特措法第31条第4項

⁸⁷ 特措法第62条第2項

⁸⁸ 特措法第63条第1項

CR検査等は中止する。

- 県及び宇都宮市は、新型インフルエンザが疑われる重症患者（急性脳症、肺炎、心筋炎等を併発した患者）や死亡者が確認された場合、保健環境センター等において、ウイルスの性状変化の監視を目的とするPCR検査等を行う。

【医療体制】

Act116 医療機関の診療継続に係る調整を行う。

- 県及び宇都宮市は、医療機関における従業員の勤務状況及び医療資器材、医薬品の在庫状況等を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう必要な調整を行う。

Act117 在宅患者へのファクシミリ等による処方箋発行の対応方針を周知する。

- 県及び宇都宮市は、在宅で療養する患者に対するファクシミリ等による処方箋^{せん}発行について、国の対応方針が決定した場合は、医師会、薬剤師会、医療機関等に周知する。

Act118 在宅で療養する患者を支援する。

- 市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

【予防投与】

Act119 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は原則実施しない。

- 県及び宇都宮市は、県内感染期となった場合、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は、原則として、実施しないこととし、医療機関に対しても実施しないよう要請する。なお、患者の同居者に対する予防投与については、国の評価結果を踏まえ、対応する。

【抗インフルエンザウイルス薬】

Act120 抗インフルエンザウイルス薬を円滑に供給する。

- 県は、市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、県備蓄薬を、卸業者を通じて医療機関に供給する。
- 県は、備蓄薬を放出した場合は、常時残量を把握するとともに、不足が見込まれる場合は、国に補充を要請する。
- 県は、発生早期（国内・県内）に引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を随時確認するとともに、必要に応じて適正な流通を指導する。
- 県は、発生早期（国内・県内）に引き続き、医療機関に対して、過剰発注しないなど抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用を要請する。

§ 緊急事態宣言がされている場合 §

Act121 医療の提供や医薬品等の販売等を確保するため必要な措置を講じる。

- 【緊】 医療機関である指定地方公共機関は、発生早期（国内・県内）に引き続き、業務計画で定めるところにより、医療の提供に必要な措置を講じる。また、医薬品等の販売事業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医薬品等の販売等を確保するために必要な措置を講じる。

Act122 臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

- 【緊】 県及び宇都宮市は、患者の大幅な増加により、医療提供体制のキャパシティを超えた場合は、患者の治療のため定員超過入院等を行うよう医療機関に要請する。
- 【緊】 県は、定員超過入院等の措置を行っても医療の提供に支障が生じる場合、医療従事者や医療資器材の確保、感染拡大の防止、衛生面等を考慮し、外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対して、医療を提供するため、公共施設等を利用して臨時の医療施設を設置する。⁸⁹なお、臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

⁸⁹ 特措法第48条

6 県民生活及び地域経済の安定の確保

【生活関連物資の流通】

Act123 生活関連物資の価格高騰や買占め等をしないよう呼びかける。

- 県は、国と連携して、県民に対して、食料品・生活関連物資等の購入に当たって買占めなどしないよう適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみなどをしないよう要請する。

§ 緊急事態宣言がされている場合 §

【事業の継続】

Act124 社会・経済機能を維持するため、業務を継続する。

- ☑ 指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、事業を継続する。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ周知を行う。
- ☑ 県は、県内の事業継続の状況や新型インフルエンザ等による被害状況等を確認し、必要に応じて対応策を検討する。

Act125 ガス及び水を安定的に供給する。⁹⁰

- ☑ ガス事業者である指定地方公共機関は、発生早期（国内・県内）に引き続き、業務計画で定めるところにより、ガスの供給支障の予防に必要な措置等、ガスを安定的に供給するために必要な措置を講じる。
- ☑ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県及び市町村等は、それぞれ、その行動計画又は事業継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置など水を安定的に供給するために必要な措置を講じる。

Act126 運送を確保する。⁹¹

- ☑ 運送事業者である指定地方公共機関は、発生早期（国内・県内）に引き続

⁹⁰ 特措法第52条

⁹¹ 特措法第53条

き、業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

【緊急物資の運送】

Act127 食料品等の物資や医薬品、医療機器等の運送を要請する。⁹²

緊 県は、緊急の必要がある場合には、運送業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の運送を要請する。

緊 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

緊 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じて、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

【物資の売渡しの要請等】

Act128 医薬品や食料等の必要な物資の売渡し等を要請する。⁹³

緊 県は、新型インフルエンザ対策を実施するために必要があると認められるときは、医薬品や食料品など必要な物資について、所有者に対して売渡しを要請する。物資の確保にあたっては、所有者に対して必要性を分かりやすく説明し、要請の同意を得ることを基本とするが、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資が他の都道府県の収用対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、所有者等が要請に応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

緊 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し物資の保管を命じる。

緊 県は、物資の収用や物資の保管を命じる場合、病原性や流行状況、物資の必要性等を総合的に勘案するとともに、学識経験者等の意見を参考として、実施を判断する。

【生活関連物資等の価格の安定等】

Act129 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。

緊 県及び市町村は、発生早期（国内・県内）に引き続き、生活関連物資等の価

⁹² 特措法第54条

⁹³ 特措法第55条

格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう調査・監視を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【緊】 県及び市町村は、発生早期（国内・県内）に引き続き、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の充実を図る。

【要援護者への生活支援】

Act130 要援護者に対する生活支援を行う。

【緊】 市町村は、国の要請に応じて、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を県と連携して行う。

【治安の維持】

Act131 流行に伴う混乱に乗じた犯罪等を防止する。

【緊】 県は、発生早期（国内・県内）に引き続き、流行に伴う混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報・啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

【緊】 県は、発生早期（国内・県内）に引き続き、流行に伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、医療機関、薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等を行う。

【火葬体制】

Act132 死亡者の増加に備えて火葬体制の強化等を要請する。⁹⁴

【緊】 県は、死亡者が著しく増加した場合は、市町村及び一部事務組合に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

【緊】 県は、死亡者が著しく増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、市町村及び一部事務組合に対し、遺体の一時安置を適切に実施するよう要請する。

⁹⁴ 特措法第56条

【緊】 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域
的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の調整等を行う。

【患者等の権利利益の保全】

Act133 国が講じる患者等の権利利益の保全措置⁹⁵について周知を図る。

【緊】 県は、国において行政手続きの期限の延長等の措置が講じられた場合は、県
民に対して周知を図る。

【新型インフルエンザ等緊急事態における融資】

Act134 国が講じる中小企業等に対する融資⁹⁶について周知を図る。

【緊】 県は、国において中小企業に対する経営安定のための金融政策が講じられた
場合は、関係事業者に対して周知を図る。

⁹⁵ 特措法第57条

⁹⁶ 特措法第58条

第5節 小康期における対策

1 行動目標

県行動計画における小康期とは、新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、流行が低い水準にとどまっている状態（流行の第一波が終息した状態）で、国の対策が政府行動計画上の小康期に移行された時点とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期	第二波
------	-------	-----------------	-------	------------	-----

【対策推進の基本方針】

小康期は第一波の「流行後」であると同時に、第二波への「準備期間」であるため、県としては、新型インフルエンザ等の病原性に応じ、必要となる対応体制の再構築を進める。

2 行動内容

1 実施体制

- Act135 対策を小康期に移行し、公表する。
- Act136 緊急事態措置を中止するとともに、周知を図る。
- Act137 対策を総括し、第二波に備える。
- Act138 県対策本部、市町村対策本部を廃止する。

2 サーベイランス・情報収集

- Act139 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。
- Act140 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

3 情報提供・共有

- Act141 新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。

4 予防・まん延防止

- Act142 国の方針に基づき住民接種を進める。
- Act143 予防接種に関する住民の理解促進を図る。
- Act144 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
- Act145 医療関係者に対して住民接種を行うよう要請等する。【緊】

5 医療

- Act146 医療体制に関する情報を提供し、共有する。

Act147 医療体制を通常の体制に戻す。

Act148 抗インフルエンザウイルス薬の補充備蓄を行う。

Act149 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【緊】

6 県民生活及び地域経済の安定の確保

Act150 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備えるよう要請する。

Act151 第二波に備えた住民支援体制の再構築を行う。

Act152 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。

Act153 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備えるよう要請する。【緊】

Act154 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【緊】

1 実施体制

【対策の実務の統括】

Act135 対策を小康期に移行し、公表する。

- 県は、政府対策本部が小康期に入ったことを公示した場合、発生段階を小康期に移行し、その旨を公表する。

Act136 緊急事態措置を中止するとともに、周知を図る。

- 県は、政府対策本部において緊急事態の解除宣言が行われた場合、緊急事態措置を中止するとともに、県民等に対して周知を図る。

Act137 対策を総括し、第二波に備える。

- 県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるとともに、第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の総括を行う。
- 県は、県有識者会議及び県医療対策推進委員会に対策の総括の結果を報告し、今後の対策に関する意見を聴取する。
- 県は、第一波の総括の結果や県有識者会議等の意見を踏まえ、必要に応じて県行動計画の見直しや対応体制の再構築を行うとともに、第二波への対応方針を定め、公表する。
- 広域健康福祉センター等は、地域連絡協議会を開催し、対策の総括の結果や今後の対応方針を報告するとともに、地域における今後の対応を協議する。
- 県は、市町村連絡会議を開催し、対策の総括の結果や今後の対応方針を報告

する。

Act138 県対策本部、市町村対策本部を廃止する。

- 県は、政府対策本部が廃止されたときは、速やかに県対策本部を廃止する。
また、市町村は、緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに市町村対策本部を廃止する。

2 サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

Act139 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。

- 県及び宇都宮市は、県内感染期に引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- 県及び宇都宮市は、第二波の早期探知のため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を再び強化する。

【情報収集】

Act140 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

- 県は、県内感染期に引き続き、海外、県内外における新型インフルエンザ等の流行状況や、最新の知見に基づく新型インフルエンザ等の治療方針、ウイルスの性状等に関する情報を収集する。

3 情報提供・共有

【情報提供・共有】

Act141 新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。

- 県は、県民等に対し、第二波が発生する可能性やそれに備えることの重要性等について周知を図る。

- 県、市町村、関係機関、隣接県等相互で、第二波への対応方針や地域での流行状況等に関する情報を共有する。

4 予防・まん延防止

【住民接種】

Act142 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【予防接種に関する理解の促進】

Act143 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- 県及び市町村は、住民等の理解促進を図るとともに、必要な情報提供を行う。

§ 緊急事態宣言がされている場合 §

Act144 国の方針に基づき住民接種を進める。

緊 市町村は、流行の第二波に備え、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。

Act145 医療関係者に対して住民接種を行うよう要請等する。

緊 県は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、場所や期間その他必要な事項を示して、住民接種の実施に関し必要な協力を要請する⁹⁷。

緊 県は、正当な理由がないのに、上記の要請に応じないときは、住民接種を行うため特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対して住民接種を行うよう指示する⁹⁸。

⁹⁷ 特措法第46条第6項、第31条第2項

⁹⁸ 特措法第46条第6項、第31条第3項

緊 県は、医療関係者に対して要請等する場合においては、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる⁹⁹とともに、その実費を弁償する¹⁰⁰。

緊 市町村は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる¹⁰¹。

5 医療

【情報の提供・共有】

Act146 医療体制に関する情報を提供し、共有する。

- 県及び宇都宮市は、住民に対して、小康期における医療に関する情報を周知する。

【医療体制】

Act147 医療体制を通常の体制に戻す。

- 県及び宇都宮市は、未発生期における医療体制（通常の医療体制）に戻す。

【抗インフルエンザウイルス薬】

Act148 抗インフルエンザウイルス薬の補充備蓄を行う。

- 県は、第一波において県の備蓄薬を放出した場合、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

§ 緊急事態宣言がされている場合 §

Act149 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

緊 県及び宇都宮市は、学識経験者等の意見や県内の発生状況、病原性等を踏まえて、必要に応じ、国内感染期に講じた定員超過入院や臨時の医療施設における医療の

⁹⁹ 特措法第46条第6項、第31条第4項

¹⁰⁰ 特措法第46条第6項、第62条第2項

¹⁰¹ 特措法第46条第6項、第31条第5項

提供などの緊急事態措置を縮小・中止する。

6 県民生活及び地域経済の安定の確保

【事業の継続】

Act150 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備えるよう要請する。

- 県は、国と連携して、県民に対して、食料品・生活関連物資等の購入に当たって買い占めなどしないよう適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売惜しみなどをしないよう呼びかける。
- 県は、市町村に対し、第一波への対応状況等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行うなど、第二波に備えるよう要請する。
- 県は、第一波への対応状況等を踏まえ、必要に応じて「新型インフルエンザ等流行時における栃木県業務継続計画」の見直しを行うなど、第二波に備える。

【住民支援】

Act151 第二波に備えた住民支援体制の再構築を行う。

- 市町村は、第一波における住民支援の実施状況等を踏まえ、必要に応じて住民支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）の体制の再構築を県と連携して行う。

【火葬体制】

Act152 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。

- 市町村は、第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況等を踏まえ、必要に応じて火葬体制等の再構築を図る。

§ 緊急事態宣言がされている場合 §

Act153 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備えるよう要請する。

【緊】 県は、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、第二波の流行に備え必要な技術的支援を行う。また、第一波への対応状況等を踏まえ、必要に応じて業務計画の見直しを行うなど、第二波に備えるよう要請する。

【緊】 県は、新型インフルエンザ等対策の一環として、国において中小企業等の経営安定を目的とする金融政策が講じられる場合は、関係事業者への周知を行う。

Act154 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【緊】 県、市町村、指定地方公共機関は、国が合理性を認められないとして新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を決定した場合、県内の状況等を踏まえて、緊急事態措置を縮小・中止する。

用語解説

(あ行)

□ インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感、筋肉痛などの症状を引き起こすが、他の呼吸器感染症等と見分けることは難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳炎等を引き起こす場合もある。

インフルエンザウイルスに感染してから発症までの期間（潜伏期間）は、季節性インフルエンザであれば1～5日であるが、感染しても発症しないこともある（不顕性感染）。主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で症状がない場合でも他の人への感染はあり得る。

□ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いによって亜型に分類される。

平成21年に確認されたインフルエンザ(H1N1)2009、季節性インフルエンザのA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)は、これらの亜型を指している。

□ インフルエンザ(H1N1)2009

※「新型インフルエンザ(A/H1N1)」を参照

(か行)

□ 感染症（かんせんしょう）

ウイルス、細菌等の病原体が感染することによって引き起こされる疾病をいう。

感染症法における感染症とは、同法第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症であって、同法で規定され、又は政令・省令で定められた疾病をいう。

感染症法上の類型とインフルエンザの位置付け

感染症類型	感染症の性格	インフルエンザの区分
新感染症	既知の感染症と症状等が明らかに異なり、感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	
一類感染症	感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	
二類感染症	感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性が高い感染症	鳥インフルエンザ(H5N1)
三類感染症	感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症	
四類感染症	人・人感染はほとんどないが、動物や物件を介して感染するため、それらの消毒、廃棄などが必要となる感染症	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）
五類感染症	感染症発生動向調査の結果等に基づいて情報を国民や医療関係者に提供することによって、発生や感染の拡大を防止すべき感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）※季節性インフルエンザが該当
新型インフルエンザ等感染症	新たに人・人感染能力を得た（又は再興した）ウイルスによるインフルエンザで、まん延によって、国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
指定感染症	既知の感染症の中で一～三類に分類されない感染症において、一～三類に準じた対応の必要が生じた感染症	

□ 感染症指定医療機関（かんせんしょうしていいりょうきかん）

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関をいう。

種別ごとの概要は以下のとおりである。

○ 特定感染症指定医療機関（とくていかんせんしょうしていいりょうきかん）

新感染症、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。

○ 第一種感染症指定医療機関（だいいっしゅかんせんしょうしていいりょうきかん）

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

○第二種感染症指定医療機関（だいにしゅかんせんしょうしていいりょうきかん）

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

○結核指定医療機関（けっかくしていいりょうきかん）

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局をいう。

□帰国者・接触者外来（きこくしゃ・せっしょくしゃがいらい）

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

□帰国者・接触者相談センター（きこくしゃ・せっしょくしゃそうだんセンター）

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

□業務（継続）計画（ぎょうむけいぞくけいかく）

企業が新型インフルエンザ等の緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限に留め、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行う活動や緊急時での事業継続のための手段などを事前に取り決めておく計画のこと。BCP（Business Continuity Plan）という。

指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、業務計画の作成が義務づけられている。

□ 抗インフルエンザウイルス薬（こうインフルエンザウイルスやく）

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤をいう。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

本県では、国の備蓄計画に基づいて、396,400人分のタミフル及びリレンザを備蓄している。

主な抗インフルエンザウイルス薬

商品名	薬剤名	メーカー	投与方法	備考
タミフル	オセルタミビル	ロシュ／中外	経口	○ノイラミニダーゼ阻害薬 ○県備蓄薬：356,400人分
リレンザ	ザナミビル	グラクソスミスクライン	吸入	○ノイラミニダーゼ阻害薬 ○県備蓄薬：40,000人分
ラピアクタ	ペラミビル	バイオクリスト／塩野義	点滴	○ノイラミニダーゼ阻害薬
イナビル	ラニナミビル	第一三共	吸入	○ノイラミニダーゼ阻害薬

※平成 25 年 3 月現在

□ 個人防護具（こじんぼうごぐ（Personal Protective Equipment：PPE））

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成された防護具をいう。

特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なPPEを準備する必要がある。

（さ行）

□ サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

インフルエンザに関するサーベイランスの種別と内容は以下のとおりである。

○感染症サーベイランスシステム（NESID）（かんせんしょうサーベイランス）

感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。こうした監視は、感染症の患者を診断した医療機関からの発生報告を基本としているが、これらの発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク又はインターネットをベースに構築された電子的なシステムをいう。

○症候群サーベイランス（しょうこうぐんサーベイランス）

県が指定する医療機関において一定の症候を有する患者が診察された場合に、直ちに報告を受けることにより、感染症の早期発見を目的とするもの。

○インフルエンザサーベイランス

インフルエンザ定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生動向を把握するもの。

○インフルエンザ重症サーベイランス（インフルエンザじゅうしょうサーベイランス）

新型、季節性を問わず、インフルエンザと診断された重症及び死亡患者数並びにその臨床情報を把握することにより、インフルエンザによる重症者の発生動向や病原性の変化等について推察、把握する材料とするもの。

○インフルエンザ様疾患発生報告（インフルエンザようしっかんはっせいほうこく）

学校におけるインフルエンザの流行状況を把握するため、インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等の休校、学年閉鎖及び学級閉鎖数を把握するもの。

○ウイルスサーベイランス

流行しているインフルエンザウイルスの抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性を調べ、病原性の変化の把握や診断・治療方針の見直し等に役立てるもの。

□指定届出機関（していとどけできかん）

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所をいう。

□ 指定（地方）公共機関（してい（ちほう）こうきょうきかん）

新型インフルエンザが発生した場合、その社会的影響の大きさから、行政機関のみならず事業者を含めた社会全体で取り組む必要がある。指定（地方）公共機関は、医療の提供や、電気、ガスの供給などの公益事業を営む法人のうち、発生時における業務の継続性等の基準に基づき国又は都道府県知事が指定した事業者を指し、新型インフルエンザ発生時、その本来的業務の実施を通じて、新型インフルエンザ対策を実施する責務を有する。

なお、指定（地方）公共機関制度は、災害対策基本法などで設けられているものであり、特措法の制定により、新型インフルエンザ対策においても設けられたものである。

□ 新型インフルエンザ（しんがたインフルエンザ）

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザとは異なり、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へと効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行となるおそれがある。

県行動計画における「新型インフルエンザ」は、感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。

□ 新型インフルエンザ(A/H1N1)（しんがたインフルエンザ(A/H1N1)）

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となった、H1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

このインフルエンザは、2009年(平成21年)4月28日から2011年(平成23年)3月31日までの間、感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられ、「新型インフルエンザ(A/H1N1)」と称されていたが、その後は

「インフルエンザ(H1N1)2009」に改称された。

□ 新型インフルエンザワクチン（しんがたインフルエンザワクチン）

新型インフルエンザの感染による重症化防止等を目的に接種されるワクチンで、パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。

※「パンデミックワクチン」及び「プレパンデミックワクチン」を参照

□ 新感染症（しんかんせんしょう）

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

□ 咳エチケット（せきエチケット）

感染の拡大を防止するための取組をいう。具体的には、咳やくしゃみの際にティッシュなどで口と鼻を押さえ周囲の人から顔をそむけること、使用後のティッシュをすぐにフタ付きのゴミ箱に捨てること、有症者はマスクを正しく着用することなどがある。

□ 積極的疫学調査（せっきよくてきえきがくちょうさ）

感染症法第15条に基づく調査で、患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な検査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすることをいう。

□ 接触感染（せっしょくかんせん）

皮膚と粘膜、創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触による感染経路をいう。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などに含まれたウイルスが付着した手で机、ドアノブ、スイッチ等を触れた後に、その部位を他者が触れ、かつその手で自分の目、口、鼻を触れることによって

ウイルスが媒介される。

□ 潜伏期間（せんぷくきかん）

インフルエンザウイルスなどの病原体に感染してから、症状が出るまでの期間をいう。

潜伏期間は病原体によって異なる。

（た行）

□ 致命率（ちめいりつ）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

□ 鳥インフルエンザ（とりインフルエンザ）

A型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症で、このうち、ニワトリなどの家きんに対して高い死亡率を示すなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

□ 鳥インフルエンザ（H5N1）（とりインフルエンザ（H5N1））

鳥インフルエンザは鳥類の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染することがある。鳥インフルエンザのウイルスのうちH5N1亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ（H5N1）」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

鳥類から人への感染は、感染した鳥類又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている（十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。）。また、人から人への感染は極めて稀であるが、患者と長期間にわたってまん延防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染事例が報告されている。

鳥インフルエンザ（H5N1）を発症した場合は、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や多臓器不全等をきたし、致死率は約60%と高いことが知られている。こうしたことから、鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが人から人へと効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への

影響をもたらすことが懸念されている。

(な行)

□ 入院協力医療機関（にゆういんきょうりょくいりょうきかん）

新型インフルエンザの重症患者の入院医療を担う医療機関をいう。

□ 濃厚接触者（のうこうせつしょくしゃ）

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当する。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

(は行)

□ パンデミック

感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないため、人から人へと容易に感染し、世界中で大きな流行を起こす。

□ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、当該新型インフルエンザのウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンをいう。

□ 飛沫感染（ひまつかんせん）

ウイルスを含んだ大きな粒子（5ミクロンより大きい水滴（^{まつ}飛沫））が、咳、くしゃみ、会話等によって飛散し、他の人の鼻や口の粘膜あるいは結膜に接触することによって感染する経路をいう。飛沫は空気中を漂わず、1～2メートルしか到達しない。

なお、5ミクロン以下の飛沫核（^{まつ}飛沫核）は空気中を漂うが、これによる感染を空気感染（飛沫核感染）という。

□ PCR（ピーシーアール（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応））

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法をいう。

ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

□ 病原性（びょうげんせい）

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

□ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンをいう。現在、国は、鳥インフルエンザ(H5N1)亜型を用いたプレパンデミックワクチンを備蓄している。

(別添)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方が政府行動計画において以下のとおり示されている。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供

		医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	
--	--	--------------------------	--

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1 に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定
空港管理	B-2	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時

者	B-3		における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給

河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給
金融証券 決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生

			活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

（2） 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1
政府対策本部の事務	区分1
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務具体的な考え方は、以下のとおり・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1
都道府県対策本部の事務	区分1
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1
市町村対策本部の事務	区分1
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1
国会の運営	区分1
地方議会の運営	区分1

緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1
------------------------	------

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分
令状発付に関する事務	区分 2
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2
救急消火、救助等	区分 1 区分 2
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務自衛隊の指揮監督	区分 1 区分 2
国家の危機管理に関する事務	区分 2

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

(参考) 対策別一覧表

【実施体制】

区分	未発生期	海外発生期	発生早期（国内・県内）	感染期	小康期
実務の統括	Act1 県における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。	Act30 海外発生期における新型インフルエンザ等対策の準備に着手する。	Act57 対策を発生早期（国内・県内）に移行し、公表する。	Act92 対策を県内感染期に移行し、公表する。	Act135 対策を小康期に移行し、公表する。
	Act2 関係機関における新型インフルエンザ等への対応体制の整備を支援する。	Act31 政府対策本部設置にあわせて県対策本部を設置し、公表する。			Act136 緊急事態措置を中止するとともに、周知を図る。
	Act3 関係機関との連携体制を確立する。	Act32 海外発生期に移行し、対策を実施する。			Act137 対策を総括し、第二波に備える。
	Act4 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。				Act138 県対策本部、市町村対策本部を廃止する。
緊急事態措置			Act58 市町村対策本部を設置する。【緊】	Act93 市町村対策本部を設置する。【緊】	
				Act94 他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。【緊】	

【サーベイランス・情報収集】

区分	未発生期	海外発生期	発生早期（国内・県内）	感染期	小康期
サーベイランス	Act5 季節性インフルエンザの発生動向を監視する。	Act33 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。	Act59 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。	Act95 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。	Act139 新型インフルエンザ等の発生動向を監視する。
情報収集	Act6 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。	Act34 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。	Act60 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。	Act96 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。	Act140 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

【情報提供・共有】

区分	未発生期	海外発生期	発生早期（国内・県内）	感染期	小康期
情報提供	Act7 情報提供及び情報共有の体制を整備する。	Act35 情報提供及び情報共有の体制を継続する。	Act61 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。	Act97 情報提供及び情報共有の体制を継続的に改善する。	Act141 新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。
	Act8 県民等にわかりやすく情報を提供する。	Act36 最新の情報を県民等にわかりやすく提供する。	Act62 最新の情報を県民等にわかりやすく提供する。	Act98 最新の情報を県民等にわかりやすく提供する。	
相談体制	Act9 県民から寄せられる相談に適切に対応する。	Act37 新型インフルエンザ等電話相談センターを設置する。	Act63 新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。	Act99 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。	

【予防・まん延防止】

区分	未発生期	海外発生期	発生早期（国内・県内）	感染期	小康期
まん延の防止	Act10 広域健康福祉センター等における積極的疫学調査の実施体制を整備する。	Act38 まん延を防止するための取組の準備を進める。	Act64 新型インフルエンザ等のまん延を防止する。	Act100 新型インフルエンザ等のまん延を防止する。	
普及啓発	Act11 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。	Act39 急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。	Act65 まん延を防止するための取組の普及、理解促進を図る。	Act101 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。	
渡航者対策		Act40 海外への渡航者に対して注意喚起を図る。	Act66 海外への渡航者に対して注意喚起を図る。	Act102 海外への渡航者に対して注意喚起を図る。	
水際対策	Act12 国が講じる入国者対策に適切に対応できるよう体制を整備する。	Act41 国が講じる入国者対策に協力する。	Act67 国が講じる入国者対策に協力する。	Act103 国が講じる入国者対策に協力する。	
特定接種	Act13 国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。	Act42 国の方針に基づき特定接種を進める。	Act68 国の方針に基づき特定接種を進める。		
		Act43 医療関係者に対して特定接種を行うよう要請等する。	Act69 医療関係者に対して特定接種を行うよう要請等する。		
住民接種	Act14 国の方針に基づき住民接種のワクチン流通体制を整備する。	Act44 住民接種の開始に備えた準備を進める。	Act70 国の方針に基づき住民接種を進める。	Act104 国の方針に基づき住民接種を進める。	Act142 国の方針に基づき住民接種を進める。
	Act15 国の方針に基づき住民接種の接種体制を整備する。				
理解促進	Act16 予防接種に関する住民の理解促進を図る。	Act45 予防接種に関する住民の理解促進を図る。	Act71 予防接種に関する住民の理解促進を図る。	Act105 予防接種に関する住民の理解促進を図る。	Act143 予防接種に関する住民の理解促進を図る。
緊急事態措置			Act72 まん延を防止するための協力要請等を行う。【緊】	Act106 まん延を防止するための協力要請等を行う。【緊】	Act144 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
			Act73 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】	Act107 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】	Act145 医療関係者に対して住民接種を行うよう要請等する。【緊】
			Act74 医療関係者に対して住民接種を行うよう要請等する。【緊】	Act108 医療関係者に対して住民接種を行うよう要請等する。【緊】	

【医療】

区分	未発生期	海外発生期	発生早期（国内・県内）	感染期	小康期
相談	Act17 帰国者・接触者相談センターの設置準備をする。	Act46 帰国者・接触者相談センターを設置し、業務を開始する。	Act75 帰国者・接触者相談センターでの相談体制を継続する。	Act109 帰国者・接触者相談センターを休止（廃止）する。	
外来	Act18 新型インフルエンザ等の外来診療体制を整備する。	Act47 帰国者等の有症者に対する外来診療を開始する。	Act76 帰国者等の有症者に対する外来診療を行う。	Act110 新型インフルエンザ等患者への外来診療を行う。	
入院	Act19 新型インフルエンザ等の入院体制を整備する。	Act48 新型インフルエンザ等の入院患者の受入れ準備を進める。	Act77 新型インフルエンザ患者等の入院措置等を行う。	Act111 新型インフルエンザ等の重症患者に入院医療を提供する。	
要請等		Act49 医療関係者に対して医療を提供するよう要請等する。	Act78 医療関係者に対して医療を提供するよう要請等する。	Act112 医療関係者に対して医療を提供するよう要請等する。	
情報提供	Act20 医療体制に関する情報を提供し、共有する。	Act50 医療体制に関する情報を提供し、共有する。	Act79 医療体制に関する情報を提供し、共有する。	Act113 医療体制に関する情報を提供し、共有する。	Act146 医療体制に関する情報を提供し、共有する。
搬送	Act21 新型インフルエンザ等患者の搬送体制を整備する。	Act51 新型インフルエンザ患者等の搬送の準備を要請する。	Act80 新型インフルエンザ患者等の円滑な搬送を要請する。	Act114 新型インフルエンザ患者等の円滑な搬送を確保する。	
検査	Act22 新型インフルエンザウイルス等の検査体制を整備する。	Act52 新型インフルエンザウイルス等の検査体制を確立し、検査を開始する。	Act81 新型インフルエンザウイルス等のPCR検査等を実施する。	Act115 新型インフルエンザウイルス等のPCR検査等は重症者等に限定する。	
医療体制	Act23 集団感染発生時における医療提供の方法について検討する。			Act116 医療機関の診療継続に係る調整を行う。	Act147 医療体制を通常の体制に戻す。
	Act24 新型インフルエンザ等発生時における医療機能の維持を検討する。			Act117 在宅患者へのファクシミリ等による処方箋発行の対応方針を周知する。	
				Act118 在宅で療養する患者を支援する。	
予防投与		Act53 状況に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。	Act82 状況に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。	Act119 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は原則実施しない。	
抗インフル薬	Act25 抗インフルエンザウイルス薬の供給体制を整備する。	Act54 抗インフルエンザウイルス薬の供給体制を確認する。	Act83 抗インフルエンザウイルス薬を円滑に供給する。	Act120 抗インフルエンザウイルス薬を円滑に供給する。	Act148 抗インフルエンザウイルス薬の補充備蓄を行う。
緊急事態措置			Act84 医療の提供や医薬品等の販売等を確保するため必要な措置を講じる。【緊】	Act121 医療の提供や医薬品等の販売等を確保するため必要な措置を講じる。【緊】	Act149 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【緊】
				Act122 臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。【緊】	

【県民生活及び地域経済の安定の確保】

区分	未発生期	海外発生期	発生早期（国内・県内）	感染期	小康期
事業の継続	Act26 事業継続に向けた事前準備を要請する。	Act55 事業継続に向けた準備を進める。			Act150 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備えるよう要請する。
生活関連物資			Act85 生活関連物資の価格高騰や買占め等をしないよう呼びかける。	Act123 生活関連物資の価格高騰や買占め等をしないよう呼びかける。	
住民支援	Act27 住民支援の実施に向けた検討を開始するよう要請する。				Act151 第二波に備えた住民支援体制の再構築を行う。
火葬体制	Act28 まん延時における火葬体制の強化等に向けた検討を開始するよう要請する。	Act56 まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を開始するよう要請する。			Act152 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。
備蓄	Act29 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。				
緊急事態措置			Act86 社会・経済機能を維持するため、業務を継続する。【緊】	Act124 社会・経済機能を維持するため、業務を継続する。【緊】	Act153 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備えるよう要請する。【緊】
			Act87 ガス及び水を安定的に供給する。【緊】	Act125 ガス及び水を安定的に供給する。【緊】	Act154 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【緊】
			Act88 運送を確保する。【緊】	Act126 運送を確保する。【緊】	
			Act89 食料品等の緊急物資や医薬品、医療機器等の運送を要請する。【緊】	Act127 食料品等の物資や医薬品、医療機器等の運送を要請する。【緊】	
				Act128 医薬品や食料等の必要な物資の売渡し等を要請する。【緊】	
			Act90 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。【緊】	Act129 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。【緊】	
				Act130 要援護者に対する生活支援を行う。【緊】	
			Act91 流行に伴う混乱に乗じた犯罪等を防止する。【緊】	Act131 流行に伴う混乱に乗じた犯罪等を防止する。【緊】	
				Act132 死亡者の増加に備えて火葬体制の強化等を要請する。【緊】	
				Act133 国が講じる患者等の権利利益の保全措置について周知を図る。【緊】	
			Act134 国が講じる中小企業等に対する融資について周知を図る。【緊】		

